

釧路市一般廃棄物処理基本計画 (令和3年度～令和12年度)

令和3年3月

釧 路 市

目 次

第 1 編 総論

第 1 章 基本的事項

1	計画策定の背景と目的	2
2	計画の範囲	4
3	計画の期間	4
4	計画の位置づけ	5
5	計画の構成	6
6	計画の推進	7

第 2 章 釧路市の概況

1	地勢と概要	8
2	将来のまちづくりの方針	8
3	気象	9
4	人口、産業及び土地の利用状況	10

第 2 編 ごみ処理部門

第 1 章 ごみ処理の現状

1	廃棄物の区分	16
2	家庭系ごみの分別区分	16
3	排出及び収集方法	17
4	家庭系ごみの処理体制	18
5	事業所から排出されるごみ	19
6	ごみ処理フロー	20
7	ごみの排出量・リサイクル率・最終処分量	21
8	家庭系ごみの組成分析	27
9	ごみ処理経費の現状	30

第2章 前計画の検証

- 1 前計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 前計画の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 3 目標の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第3章 釧路市のごみ処理の課題

- 1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進・・・・・・ 36
- 2 超高齢社会への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 3 市民・事業者・行政の協働・・・・・・・・・・・・ 37
- 4 大規模災害に備えた廃棄物処理体制・・・・・・・・・・・・ 37

第4章 ごみ処理の取組の方向性

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 2 基本目標とモニター指標・・・・・・・・・・・・ 39
- 3 基本方針に基づく施策の展開・・・・・・・・・・・・ 46

第3編 生活排水処理部門

第1章 生活排水処理の現状

- 1 し尿・汚泥の排出量・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 2 生活排水処理形態別人口の推移・・・・・・・・・・・・ 62
- 3 処理体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 4 処理主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 5 処理施設及び収集・運搬状況・・・・・・・・・・・・ 64

第2章 前計画の検証

- 1 前計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- 2 前計画の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- 3 目標の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

第3章 生活排水処理の取組の方向性

1 基本方針	67
2 基本目標	68
3 基本方針に基づく施策の展開	69
用語解説	71

第1編 総論



第 1 章 基本的事項

1 計画策定の背景と目的

釧路市一般廃棄物処理基本計画は、釧路市（以下「本市」という。）が長期的・総合的視野に立って、計画的に一般廃棄物（ごみ・し尿・浄化槽汚泥）処理を推進していくために策定するものです。

前計画は、平成 21 年 4 月に計画期間を平成 21 年度から平成 30 年度までとして策定し、平成 26 年 4 月の中間見直し時に、上位計画である「釧路市環境基本計画」の目標年次と整合性を図るため、令和 2 年度までの計画期間へと見直しております。

前計画から今回の計画策定までの間、廃棄物を取り巻くこれまでの国内外の動向は、新興国を中心とした急激な人口増加、経済発展、都市化の進行による大量生産、大量消費社会の世界的な広がりを受け、今後、中長期的に地球資源の制約の強まりや、食品資源のひっ迫が懸念されるほか、海洋プラスチックごみによる海洋汚染の問題、人口減少・少子高齢化と地域の衰退によるごみ出し困難者の増加、また、近年の大震災の発生や気候変動による水害・土砂災害の頻発化、激甚化による災害廃棄物の発生など、その環境は大きく変化しております。

これらの問題を受け、国では、平成 30 年 4 月に「第五次環境基本計画」、同年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、我が国の将来像として「地域循環共生圏による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の推進と環境再生」「万全な災害廃棄物処理体制の構築」これらを支える情報、技術、人材等の「循環分野における基盤整備」等を目指すこととしています。さらに、令和元年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」の策定、同年 10 月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行しています。

また、北海道では、令和 2 年に「北海道第 2 次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、北海道らしい循環型社会の着実な形成に向けて、引き続き、道民、NPO 等、事業者、行政等の各主体の連携・協働のもと、循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道づくりへの取り組みが示されております。

一方、本市では、釧路市環境基本条例の基本方針に基づき、ごみについては、減量化・資源化の推進や適正処理の取り組みを行い、また、し尿・汚泥等の処理については、污水处理施設共同整備事業により、処理を下水と一元化しております。

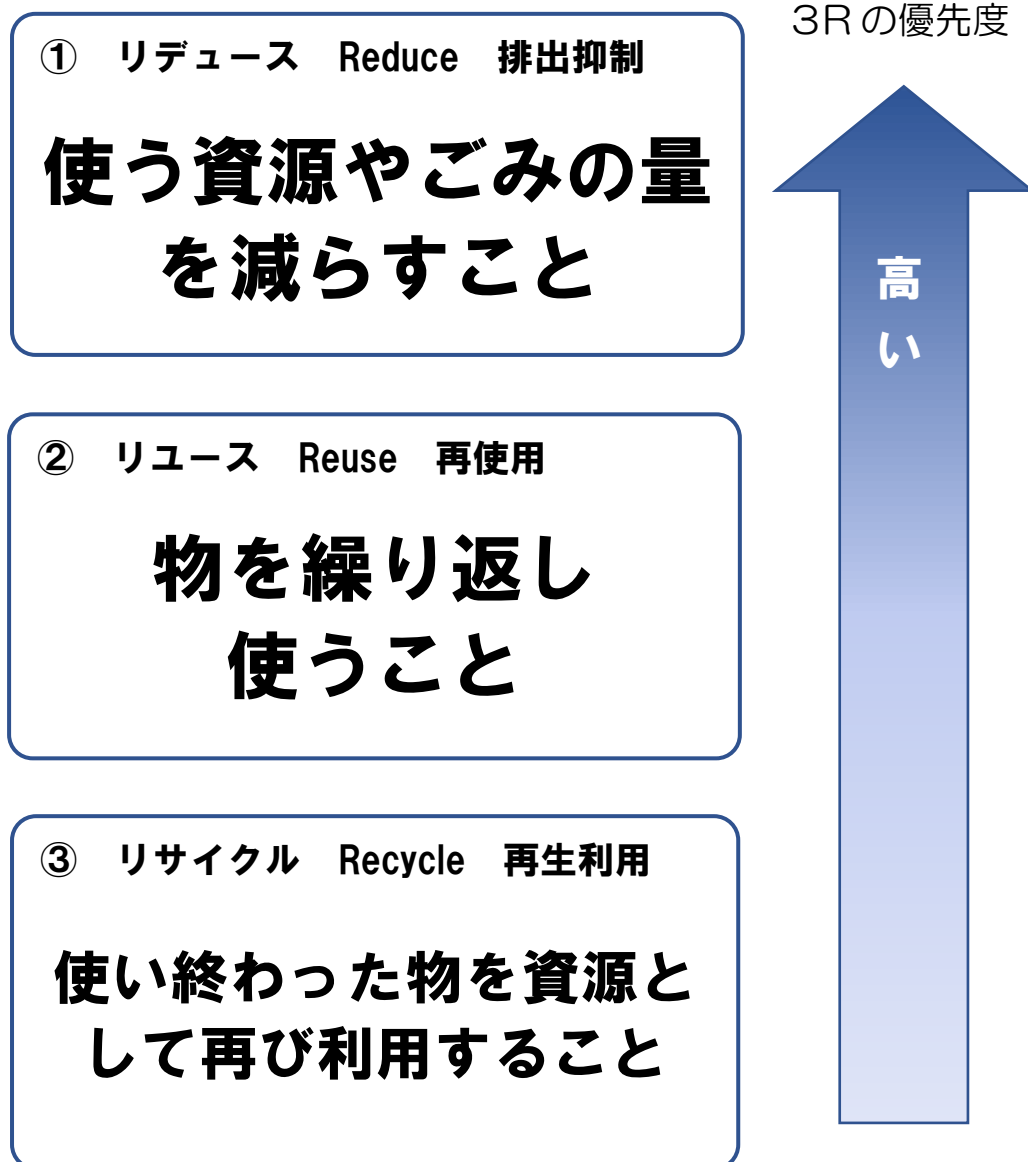
この様な、国内外の動向、本市における課題などを踏まえ、さらなる廃棄物の減量化・資源化を図り、循環型社会の形成を促進するため「釧路市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定いたします。

3 R とは

3 R とは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表し、これらの活動に取り組むことで、ごみの量を削減し、ごみの焼却や埋立処分による環境に対する影響を最小限にとどめ、循環型社会の構築を目指すものです。

2000年（平成12年）に制定された循環型社会形成推進基本法では、3 R の考え方において「排出抑制（Reduce リデュース：減らす）」「再使用（Reuse リユース：繰り返し使う）」「再生利用（Recycle リサイクル）」の順位で優先度が明文化されています。

釧路市では、これらを踏まえ、ごみの減量・リサイクルの推進に向けた3 R の促進に取り組んでいます。



2 計画の範囲

本計画の対象地域は、本市全域とします。本計画の範囲は、対象地域で発生する一般廃棄物の減量をはじめ、分別、収集運搬、中間処理、最終処分、施設整備までを含むものとします。計画の対象となる廃棄物は、排出段階では対象地域から排出される一般廃棄物のほか集団資源回収や不法投棄されたごみなども対象とし、処理段階では本市が自ら処理・処分する一般廃棄物のみならず、民間事業者が処理・処分する一般廃棄物なども含めるものとします。

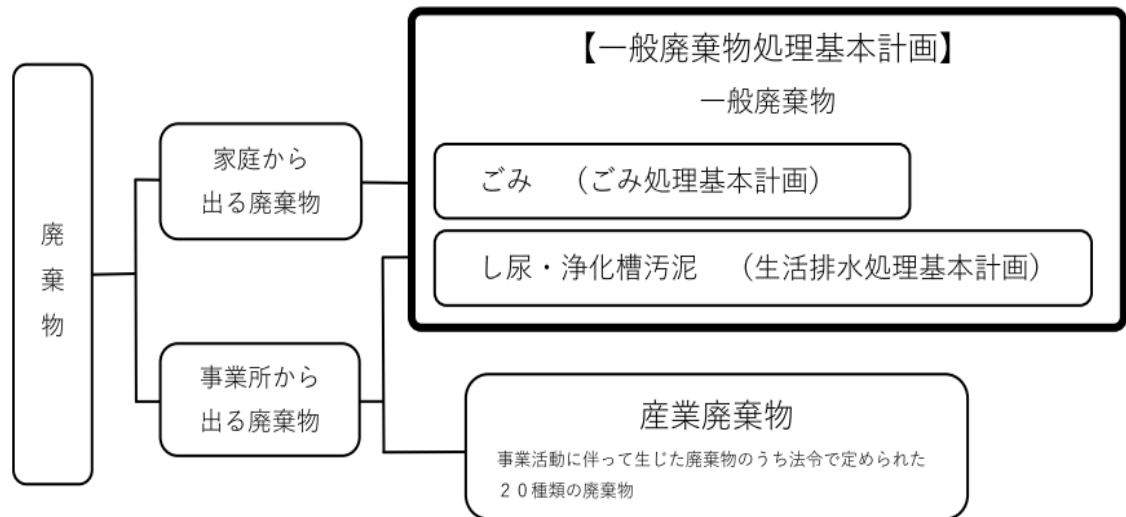


図1-1-1 計画の範囲

3 計画の期間

計画の期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年とします。

なお、概ね5年で見直しを図ることとしますが、計画策定の前提となっている国や北海道の動向及び社会情勢などの諸条件に大きな変動があった場合は、適宜本計画を見直すこととします。

表1-1-1 計画の期間

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
内 容	前計画			計画期間（10年）									
								中間目標年度					最終目標年度

4 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく国の基本方針や、本市のまちづくり基本構想や環境基本計画等を踏まえた計画として策定します。

なお、一般廃棄物の処理に関する計画は、廃棄物処理法第6条第1項により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされており、長期の基本方針を定める本計画と、基本計画に基づき単年度で定める一般廃棄物処理実施計画で構成されています。

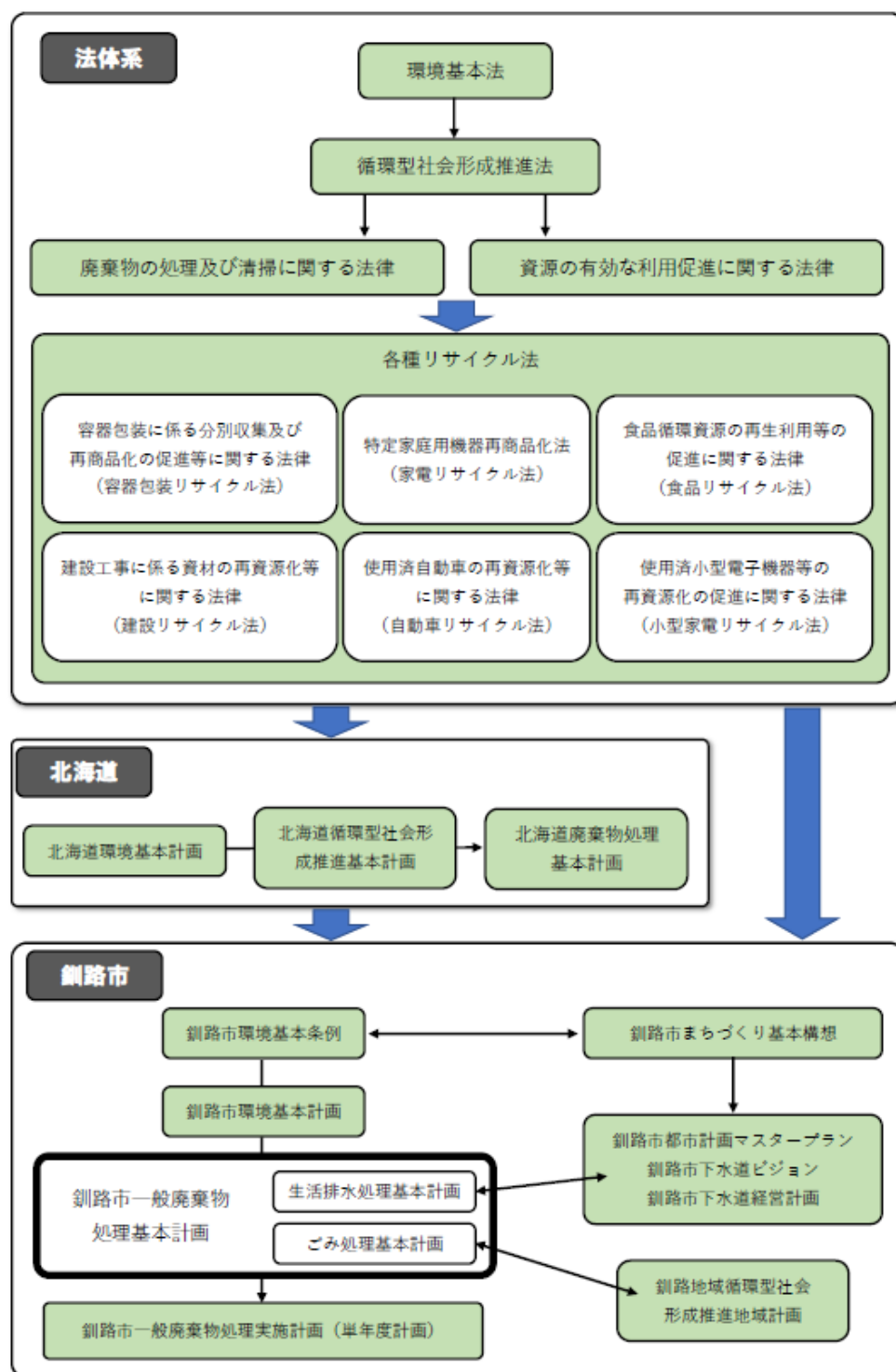


図1-1-2 本計画の位置づけ

5 計画の構成

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、本計画は一般廃棄物に関する計画です。

一般廃棄物は、ごみとし尿・浄化槽汚泥に分けられ、それぞれ取り組みが異なることから、本計画では第2編をごみ処理部門、第3編を生活排水部門としています。

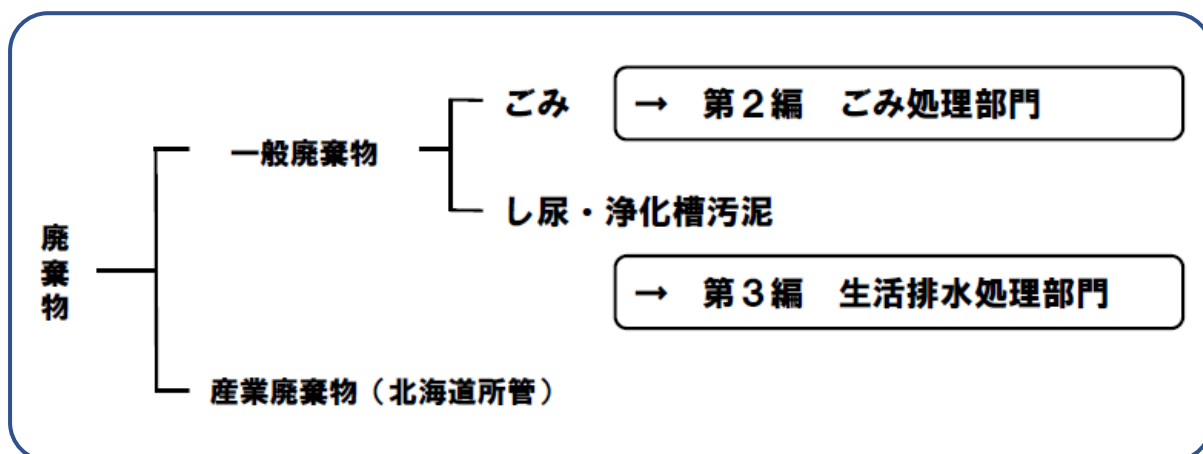


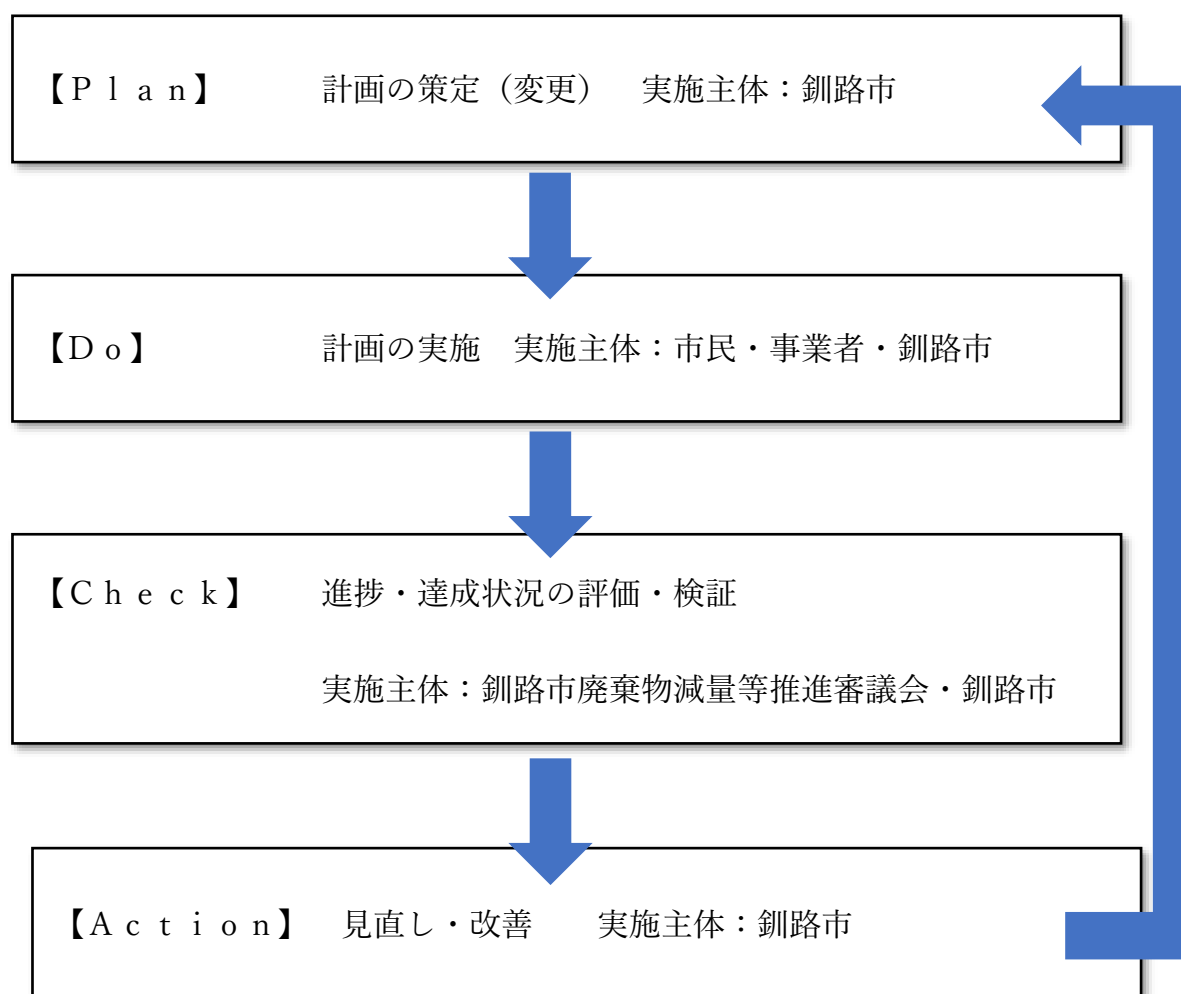
図1-1-3 本計画の構成

6 計画の推進

本計画を推進するため、毎年度「実施計画」を策定（計画：P l a n）します。実施計画に基づく取組の実施（実行：D o）後にその実績や成果を把握・検証（評価：C h e c k）し、その結果を翌年度の実施計画に反映（改善：A c t i o n）させます。

このP D C Aサイクルによるマネジメントを繰り返しながら取組を推進していきます。

なお、取組の実績・成果にあたっては、釧路市廃棄物減量等推進協議会から意見を聴取します。



【釧路市廃棄物減量等推進審議会】

「釧路市廃棄物減量等推進審議会」は、学識経験者、経済界、市民団体に加え、公募により選出した市民で構成され、廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する事項について審議し、行政の施策に反映させることを目的に設置されているものです。

第2章 釧路市の概況

1 地勢と概要

釧路市は、北海道の東部、東経 144 度 22 分 24 秒、北緯 42 度 58 分 10 秒に位置し、行政区域の総面積は、1,363.29k m²と全国でも有数の広大な行政面積を有しております。

日本最大の釧路湿原や特別天然記念物「マリモ」が生息する阿寒湖、活火山である雌阿寒岳など多彩で雄大な世界に誇れる大自然に恵まれていることで知られており、釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園という2つの国立公園があります。

また、日本有数の水産業や酪農業、林業と石炭鉱業、製紙工業、観光業を基幹産業に、さらに商業などを含めた産業が港湾機能に支えられながら発展し、ひがし北海道の中核拠点都市となっています。

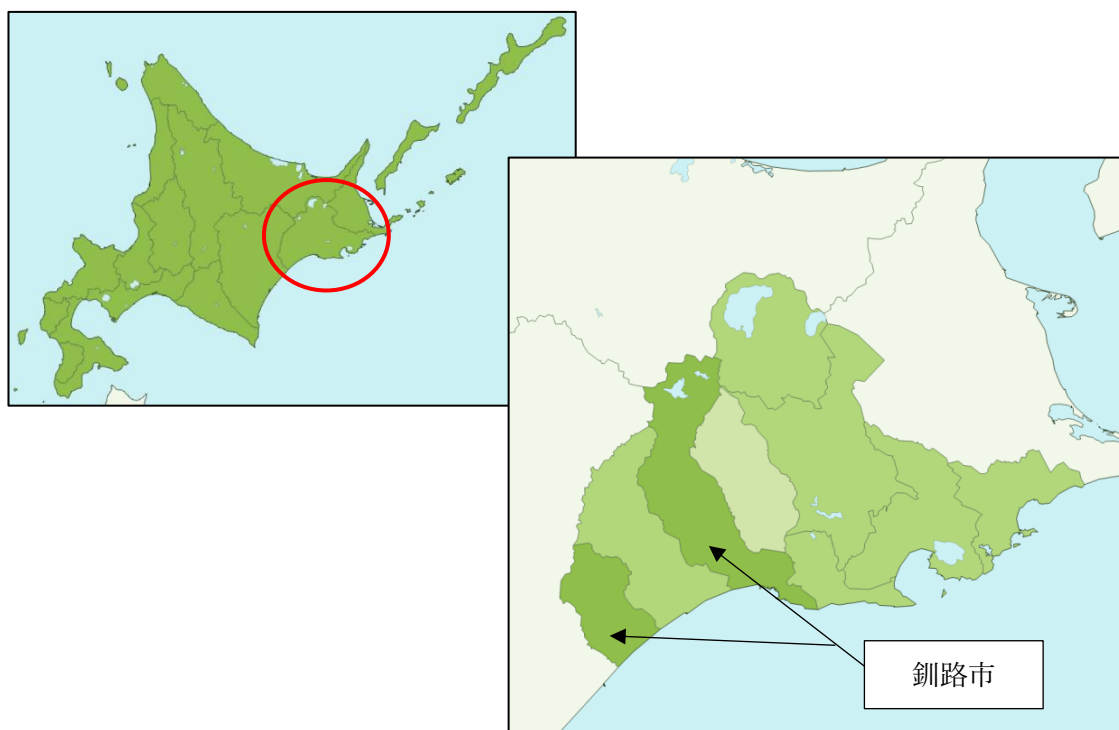


図 1 - 2 - 1 釧路市の位置図

2 将来のまちづくりの方針

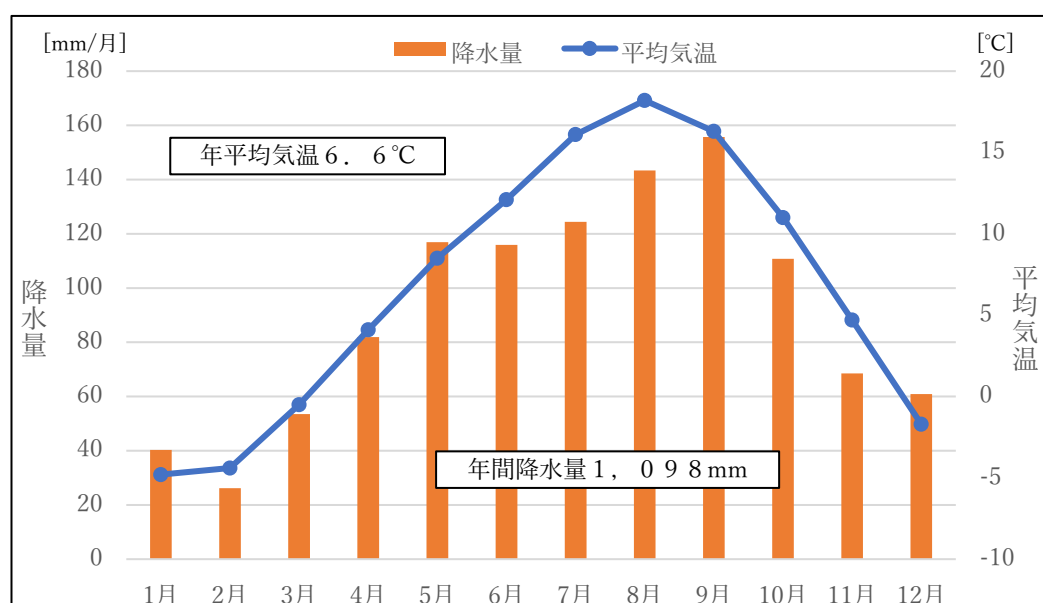
釧路市では、「市民が主体のまちづくり」を実現するために制定した釧路市まちづくり基本条例（平成 27 年 10 月施行）に基づいて、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針として「釧路市まちづくり基本構想」を平成 30 年に策定しました。

この構想では、今後 10 年間に講じる施策をとりまとめ、地域の限られた資源を社会情勢の変化に即応して柔軟かつ重点的に投資する「都市経営」の視点に基づき、これらのまちづくりを進め、ひがし北海道の拠点として、さらなる飛躍を目指しております。

3 気象

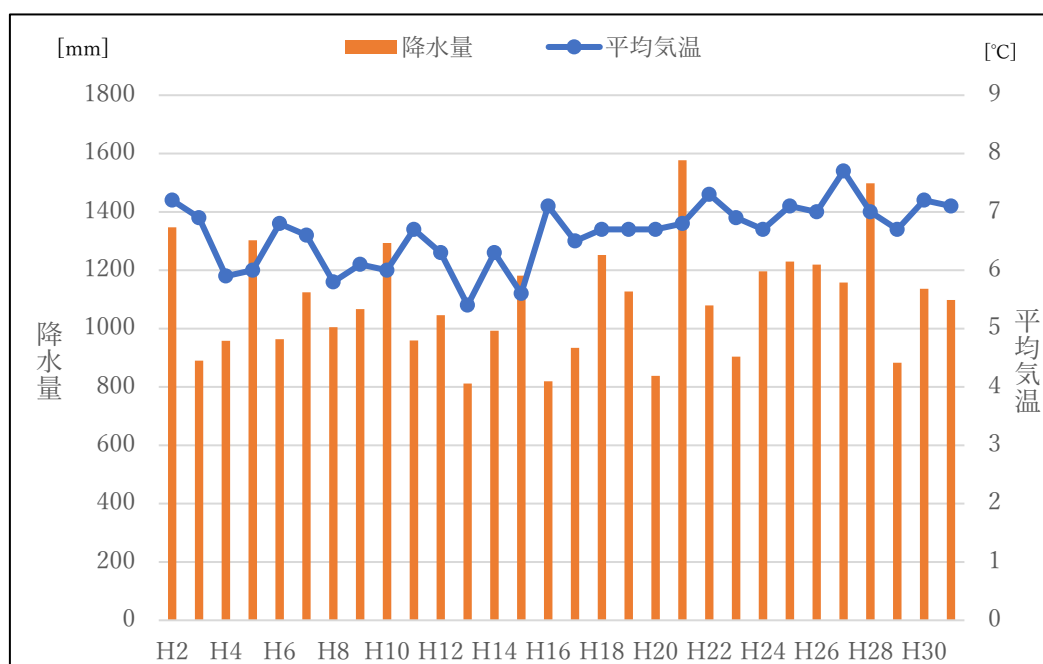
本市の気候は、寒流の影響を受け、一般に冷涼です。冬期間の寒さは厳しい反面、積雪は概して多くありません。5月から8月にかけては、海霧が発生しやすく、日照時間が少ないため、夏季における気温は18℃前後となります。9月から10月にかけては晴天が続く、11月以降の冬期間は快晴が多く、乾燥した日が続きます。

降水量は年間1,000mm前後で、降雪は11月下旬から4月上旬にかけて見られ、最深積雪は30cm程度で、道内他都市と比べて極めて少なくなっています。



(出典) 国土交通省気象庁ホームページ 気象統計情報

図1-2-2 月別降水量及び月別平均気温（平成2年～令和元年）



(出典) 国土交通省気象庁ホームページ 気象統計情報

図1-2-3 年間降水量及び年間平均気温の推移（平成2年～令和元年）

4 人口、産業及び土地の利用状況

(1) 人口動態

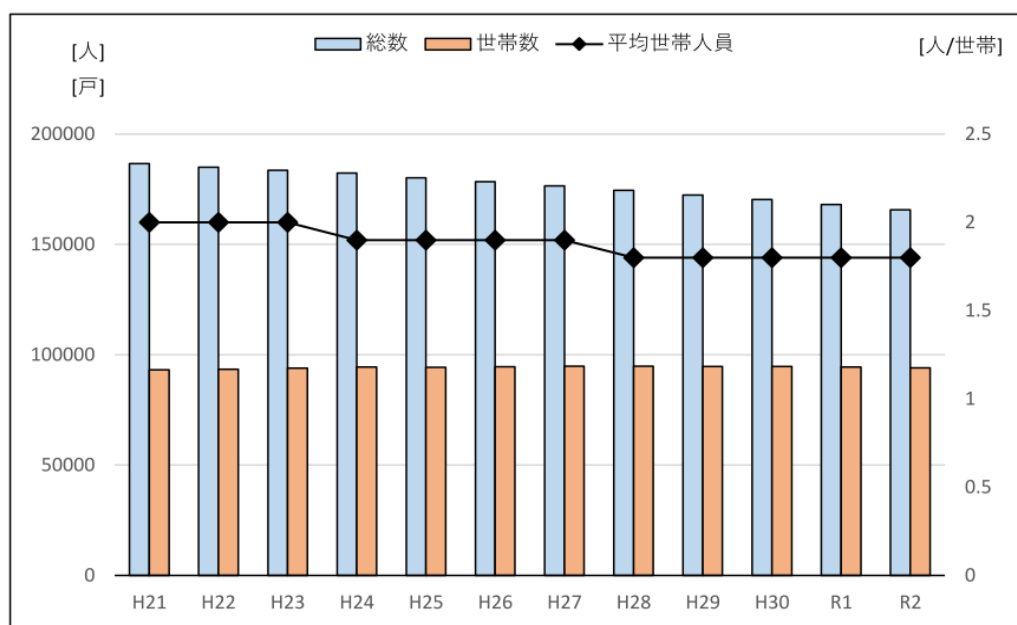
釧路市の人口は、住民基本台帳人口（令和2年12月末現在）で、165,667人、世帯数94,055世帯となっています。人口の推移をみると、平成21年から一貫して減少傾向にあります。世帯数については、平成24年まで増加傾向にありましたが、平成25年に一旦減少しました。その後、平成26年度には再び増加に転じましたが、平成29年からは減少傾向にあります。

また、平均世帯人員は、1.76人と減少傾向が続いており、少子化、高齢化の進行や単身世帯の増加といった世帯形態の変化が要因と考えられます。

表1-2-1 人口及び世帯数の推移

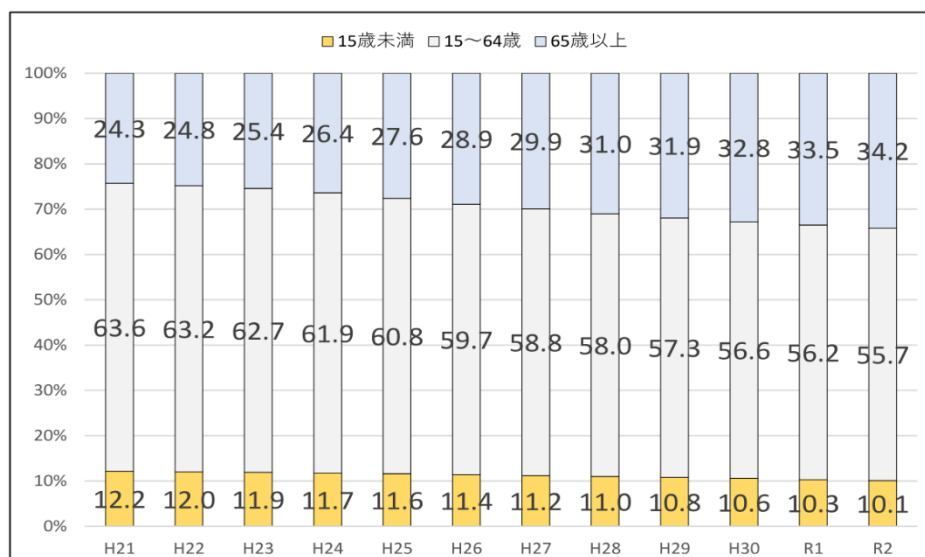
(単位：世帯、人)					各年12月末
年	人口（人）		世帯数（戸）		平均世帯人員 （人/世帯）
	総数	前年度からの 増減	世帯数	前年度からの 増減	
平成21	186,637	—	93,177	—	2.00
平成22	185,034	-1,603	93,473	296	1.98
平成23	183,611	-1,423	93,994	521	1.95
平成24	182,287	-1,324	94,419	425	1.93
平成25	180,160	-2,127	94,352	-67	1.91
平成26	178,394	-1,766	94,584	232	1.89
平成27	176,576	-1,818	94,786	202	1.86
平成28	174,518	-2,058	94,793	7	1.84
平成29	172,391	-2,127	94,682	-111	1.82
平成30	170,364	-2,027	94,654	-28	1.80
令和元	168,086	-2,278	94,458	-196	1.78
令和2	165,667	-2,419	94,055	-403	1.76

(出典) 釧路市 住民基本台帳



(出典) 釧路市 住民基本台帳

図1-2-4 人口及び世帯数の推移



(出典) 釧路市 住民基本台帳

図 1 - 2 - 5 人口の構成の推移

(2) 産業の動向

本市の事業所数の推移としては、平成 21 年から平成 28 年にかけて減少傾向にあり、平成 28 年 6 月 1 日現在で 8,268 事業所となっており、平成 21 年 7 月 1 日現在の事業所数と比較すると 1,050 事業所減少しております。また、産業区分別の構成比は、平成 28 年で第 3 次産業が 86.6%、第 2 次産業が 12.8%、第 1 次産業が 1%未満と平成 21 年から構成比に大きな変化は見られない状況にあります。

表 1 - 2 - 2 産業中分類別の事業所数の推移

産業分類	2009年 (平成21年) 7月1日現在		2012年 (平成24年) 2月1日現在	2014年 (平成26年) 7月1日現在		2016年 (平成28年) 6月1日現在	事業所数 構成比
	総数	うち民営	民営	総数	うち民営	民営	2016年 (平成28年)
	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	
全産業	9,602	9,318	8,517	8,871	8,629	8,268	100.0%
第 1 次産業	64	56	50	53	45	46	0.6%
農業、林業	37	29	...	33	25	26	0.3%
漁業	27	27	...	20	20	20	0.3%
第 2 次産業	1,160	1,160	1,089	1,096	1,096	1,062	12.8%
鉱業、採石業、砂利採取業	12	12	11	9	9	10	0.1%
建設業	809	809	738	723	723	712	8.6%
製造業	339	339	340	364	364	340	4.1%
第 3 次産業	8,378	8,102	7,378	7,722	7,488	7,160	86.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	21	9	7	17	11	13	0.2%
情報通信業	75	75	61	60	60	47	0.6%
運輸業、郵便業	328	326	301	293	291	283	3.4%
卸売業、小売業	2,344	2,343	2,033	2,051	2,051	1,970	23.8%
金融業、保険業	243	243	213	197	197	188	2.3%
不動産業、物品賃貸業	1,045	1,043	906	839	837	785	9.5%
学術研究、専門・技術サービス業	310	296	272	300	289	265	3.1%
宿泊業、飲食サービス業	1,539	1,536	1,399	1,449	1,448	1,353	16.4%
生活関連サービス業、娯楽業	871	864	829	813	806	778	9.4%
教育、学習支援業	270	204	190	281	215	204	2.5%
医療、福祉	545	482	518	680	633	632	7.6%
複合サービス事業	52	52	44	47	47	46	0.6%
サービス業（他に分類されないもの）	645	629	605	616	603	596	7.2%
公務（他に分類されるものを除く）	90	-	-	79	-	-	-

(注1) …2012・2016(平成24・28)年は国及び地方公共団体の事業所が調査対象から除かれている。

(注2) …2012(平成24)年は第 1 次産業内において産業大分類が格付不能の事業所があったことから、A 農業、林業と B 漁業を不詳としている。

(出典) 平成21年度と平成26年度は、経済センサス基礎調査。平成24年度と平成28年度は経済センサス活動調査。

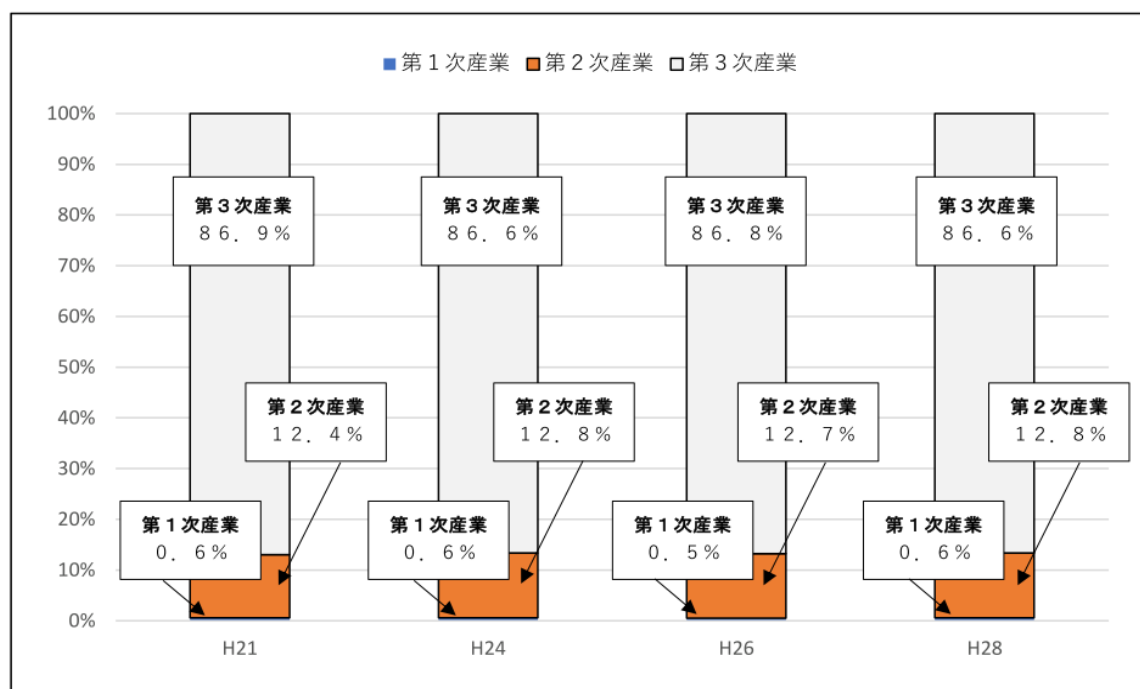


図 1 - 2 - 6 産業中分類別事業所数構成比の推移

表 1 - 2 - 3 産業中分類別の従業者数の推移

産業分類	2009年 (平成21年) 7月1日現在		2012年 (平成24年) 2月1日現在	2014年 (平成26年) 7月1日現在		2016年 (平成28年) 6月1日現在	従業者数 構成比
	総数	うち民営	民営	総数	うち民営	民営	2016年 (平成28年)
	従業者数	従業者数	従業者数	従業者数	従業者数	従業者数	
全産業	86,190	78,045	71,190	80,833	72,961	70,112	100.0%
第1次産業	885	826	606	622	567	572	0.8%
農業、林業	358	299	—	280	225	303	0.4%
漁業	527	527	—	342	342	269	0.4%
第2次産業	13,514	13,514	12,140	12,102	12,102	11,865	16.9%
鉱業、採石業、砂利採取業	424	424	411	429	429	438	0.6%
建設業	6,601	6,601	5,588	5,596	5,596	5,489	7.8%
製造業	6,489	6,489	6,141	6,077	6,077	5,938	8.5%
第3次産業	71,791	63,705	58,444	68,109	60,292	57,675	82.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	565	397	370	528	383	384	0.5%
情報通信業	764	764	545	456	456	392	0.6%
運輸業、郵便業	6,648	6,609	5,795	5,873	5,837	5,773	8.2%
卸売業、小売業	17,984	17,984	15,915	15,700	15,700	15,110	21.5%
金融業、保険業	2,885	2,885	2,548	2,324	2,324	2,159	3.1%
不動産業、物品賃貸業	2,329	2,318	2,092	1,993	1,979	1,875	2.7%
学術研究、専門・技術サービス業	2,158	1,576	1,496	1,978	1,516	1,461	2.1%
宿泊業、飲食サービス業	8,260	8,185	7,695	8,105	8,060	7,786	11.1%
生活関連サービス業、娯楽業	3,622	3,599	3,182	3,376	3,358	3,192	4.6%
教育、学習支援業	3,536	1,494	1,556	3,693	1,670	1,548	2.2%
医療、福祉	10,447	8,862	9,631	13,200	11,585	11,289	16.1%
複合サービス事業	586	586	365	546	546	543	0.8%
サービス業（他に分類されないもの）	8,492	8,446	7,254	6,950	6,878	6,163	8.8%
公務（他に分類されるものを除く）	3,515	—	—	3,387	—	—	—

(注1) …2012・2016(平成24・28)年は国及び地方公共団体の事業所が調査対象から除かれている。

(注2) …2012(平成24)年は第1次産業内において産業大分類が格付不能の事業所があったことから、A農業、林業とB漁業を不詳としている。

(出典) 平成21年度と平成26年度は、経済センサス基礎調査。平成24年度と平成28年度は経済センサス活動調査。

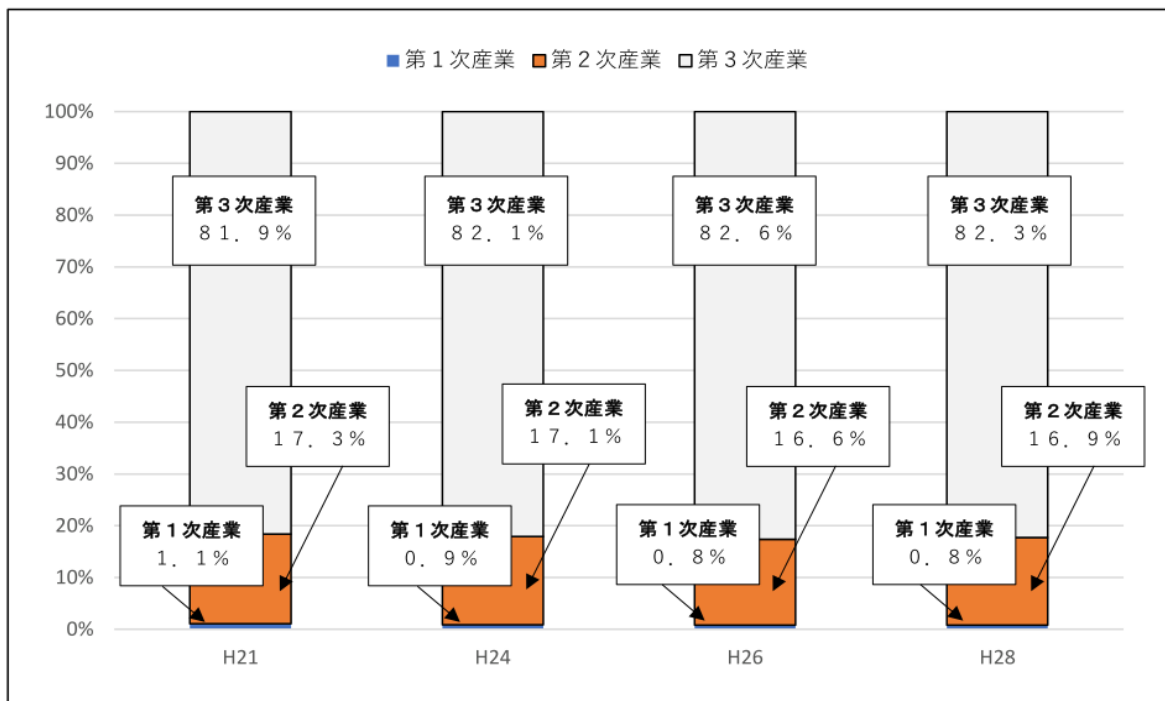
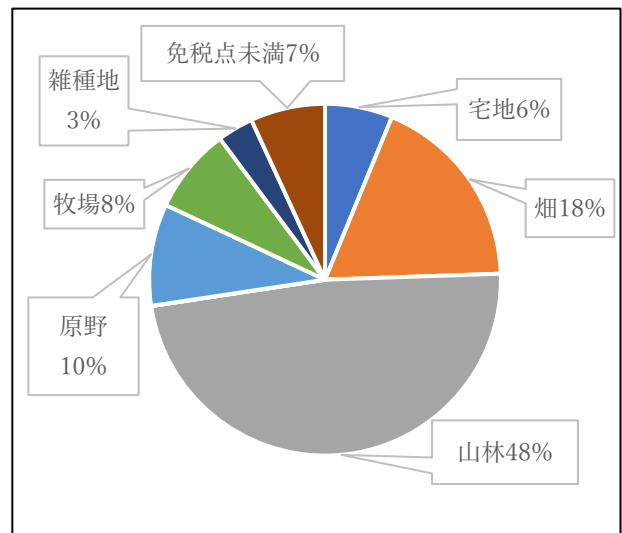
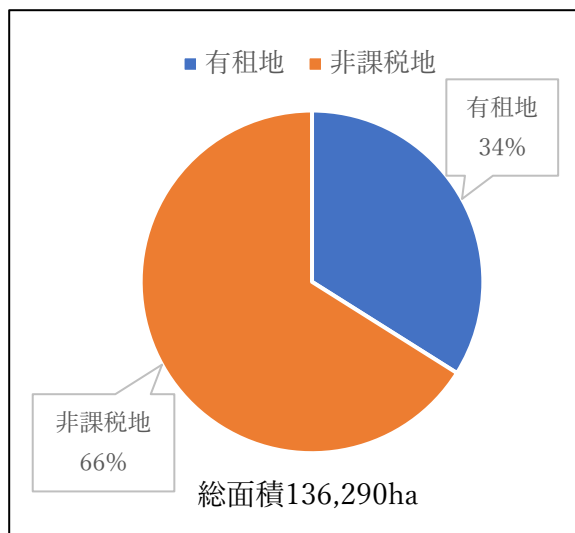


図1-2-7 産業中分類別従業者数構成比の推移

(3) 土地利用状況

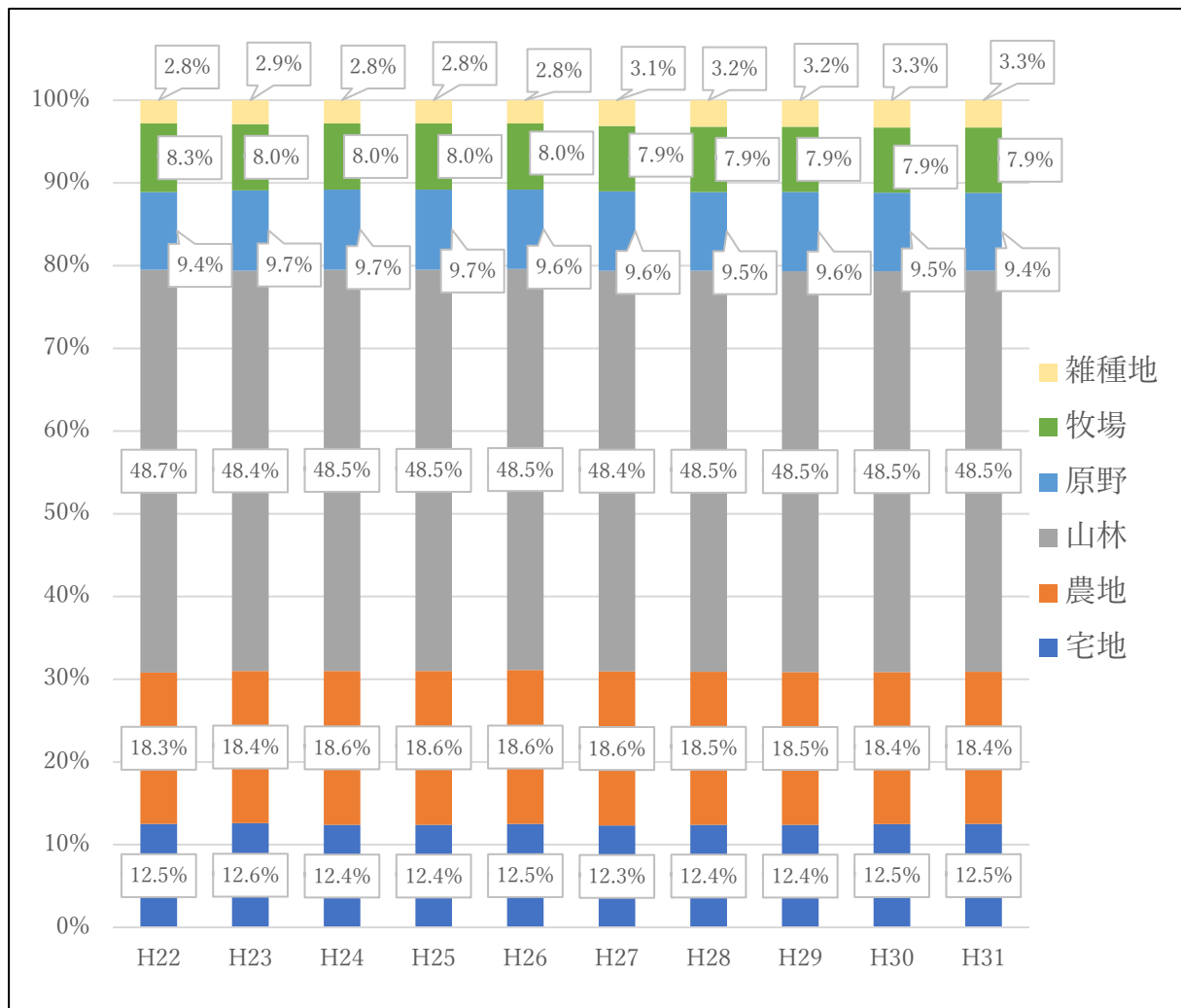
本市の平成31年の土地利用状況は、総面積の34%が有租地であり、そのうち山林が48%となっています。利用状況の推移では、牧場が減少し雑種地が増加しています。



資料 釧路市資産税課

図1-2-8 (左) 土地利用状況 (平成31年1月1日現在)

図1-2-9 (右) 有租地の利用状況 (平成31年1月1日現在)



資料 釧路市資産税課（各年 1 月 1 日現在）

図 1 - 2 - 1 0 有租地の利用状況の推移

第2編 ごみ処理部門



第 1 章 ごみ処理の現状

1 廃棄物の区分

廃棄物処理法において廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されています。

一般廃棄物は、ごみとし尿に分けられ、更にごみは、各家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業所から排出される「事業系一般廃棄物」とに区分されます。

産業廃棄物は、法令に定められた燃え殻、金属くずなどの 20 種類が該当します。

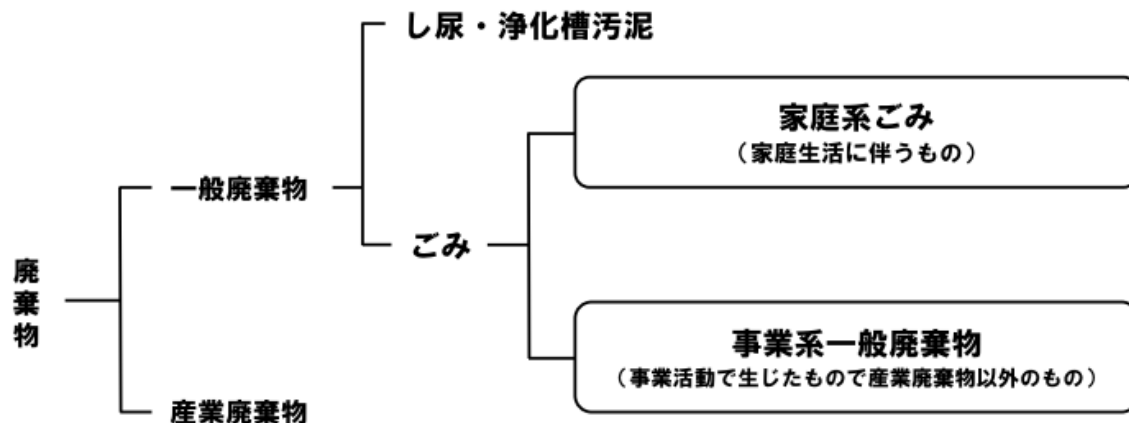


図 2 - 1 - 1 廃棄物の区分

2 家庭系ごみの分別区分

一般家庭から排出される家庭系ごみは、①可燃ごみ、②不燃ごみ、③有害ごみ、④粗大ごみ、⑤資源物の 5 分別 16 分類を基本として収集運搬しており、ごみの減量・リサイクルの推進と、ごみ処理費用負担の公平性確保のため「可燃ごみ」、「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」のごみ処理経費の一部を有料化しております。

ご負担いただいた手数料は、ごみの減量・リサイクルの推進に充てています。

表 2-1-1 家庭系ごみの分別区分（2020 年度・令和 2 年度）

区分	種類	処理 手数料
可燃ごみ	生ごみ、プラスチック製品、吸殻、リサイクルできない紙、衣類（綿 100% 製品以外）、石炭灰、ゴム製品、革製品など	有料
	刈草、木の枝、落ち葉	無料
不燃ごみ	ガラス・陶器類、油・薬品などのびん類、スプレー缶、金属製品、小型家電製品類など	有料
有害ごみ	水銀体温計、乾電池、蛍光灯・電球	無料
粗大ごみ	指定ごみ袋の 40 リットルに入らないもの 食卓セット、ソファ、ベッド、タンス、自転車、網戸、椅子、エレクトーン、鏡台、こたつ、ステレオなど	有料
資源物	①新聞紙・チラシ類、②雑誌、③紙パック類、④段ボール、⑤白色トレイ、⑥ペットボトル、⑦あき缶類、⑧びん類、⑨雑がみ、⑩衣類・布類（綿 100%）、⑪プラスチック製容器包装（色付トレイ、豆腐の容器、洗剤のボトル、発泡スチロール、卵のケース、弁当がら、ペットボトルのキャップなど）	無料

3 排出及び収集方法

家庭系ごみの収集については、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみと資源物を、それぞれステーション方式を基本に収集（計画収集）を行うほか、「粗大ごみ」については電話申し込みにより個別収集を行っております。

表 2-1-2 家庭系ごみの排出及び収集方法

分別	収集回数	排出方法
可燃ごみ	週 2 回（一部週 1 回）	各戸又は各ごみステーションへ指定ごみ袋に入れて排出
不燃ごみ	月 2 回	
有害ごみ	月 2 回 （阿寒地域は週 1 回）	各戸又は各ごみステーションへ透明又は半透明の袋に入れて排出
粗大ごみ	申込制	指定ごみ処理券を貼り、申込時に指定された場所へ排出
資源物	釧路地域 週 1 回	資源物ステーションへ排出
	阿寒地域 週 1 回	ごみステーションへ排出
	音別地域 月 2 回	

4 家庭系ごみの処理体制

釧路市では、「可燃ごみ」を釧路広域連合清掃工場で焼却処理しており、「不燃ごみ」「粗大ごみ」については、粗大ごみ処理センターで選別処理後、焼却処理できないものを釧路市ごみ最終処分場、阿寒町一般廃棄物最終処分場、音別町一般廃棄物最終処分場で埋立処理しています。

資源物のプラスチック製容器包装は、民間事業者のネイチャーテック釧路で、その他の資源物は釧路市資源リサイクルセンター及び音別町リサイクルセンターで再資源化しています。

表 2 - 1 - 3 一般廃棄物を処理する施設

処理施設 区分	施設名	搬入されるごみ	処理 方法
中間処理 施設	釧路広域連合清掃工場 (釧路市高山 30 番地 1)	可燃ごみ	焼却
	粗大ごみ処理センター (釧路市高山 4 番地 1)	不燃ごみ、粗大ごみ	選別
	釧路市資源リサイクルセンター (釧路市鳥取南 7 丁目 1 番 2 号)	資源物(プラスチック製容器包装を除く)	資源化 処理
	音別町リサイクルセンター (釧路市音別町海光 1 丁目 31 番地)	資源物(プラスチック製容器包装を除く)	資源化 処理
	ネイチャーテック釧路(民間) (釧路市星が浦南 6 丁目 6 番 20 号)	資源物(プラスチック製容器包装)	資源化 処理
最終処分場	釧路市ごみ最終処分場 (釧路市高山 17 番地 1、29 番地 1)	中間処理後の焼却 残渣など	埋立
	阿寒町一般廃棄物最終処分場 (釧路市阿寒町東栄 33 番地 6)	不燃ごみ	埋立
	音別町一般廃棄物最終処分場 (釧路市音別町尺別 31 番地 1)	不燃ごみ	埋立



釧路広域連合清掃工場



粗大ごみ処理センター



釧路市資源リサイクルセンター



釧路市ごみ最終処分場

5 事業所から排出されるごみ

事業所から排出されるごみについては、「排出者責任」に基づき、事業者自ら処理することを原則としています。

市内の事業所から排出される事業系一般廃棄物は、市のごみ処理施設へ自己搬入するか、収集運搬許可業者に依頼し、収集運搬することになります。

6 ごみ処理のフロー

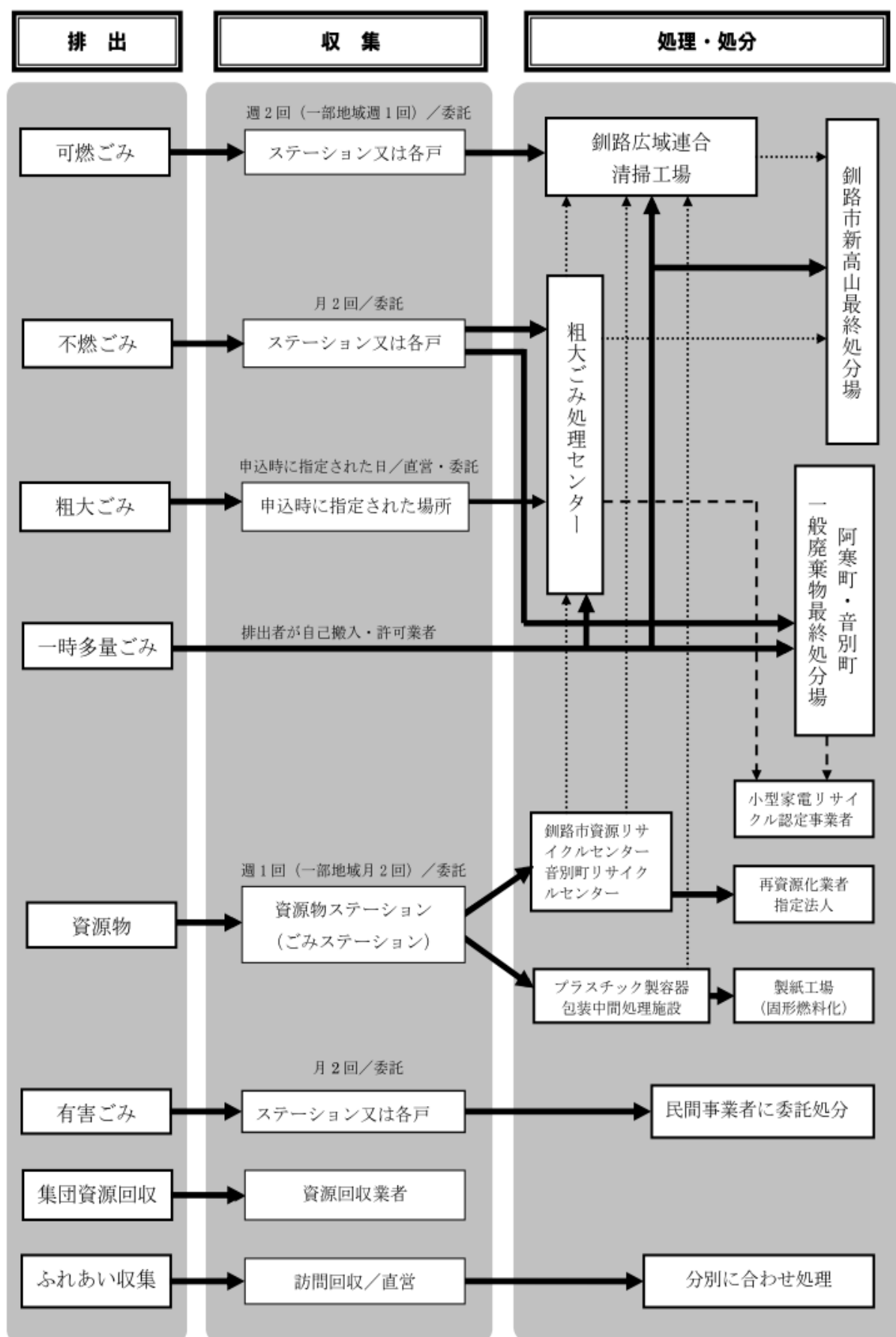


図 2 - 1 - 2 ごみ処理のフロー

7 ごみの排出量・リサイクル率・最終処分量

(1) ごみの総排出量の推移

令和元年度の、ごみの総排出量は68,857トンで、平成25年度対比で、11.7%減少しています。

過去7年間では、平成25年度をピークに減少し、それ以降は、ほぼ横ばいで推移しておりましたが、平成28年度以降減少しています。

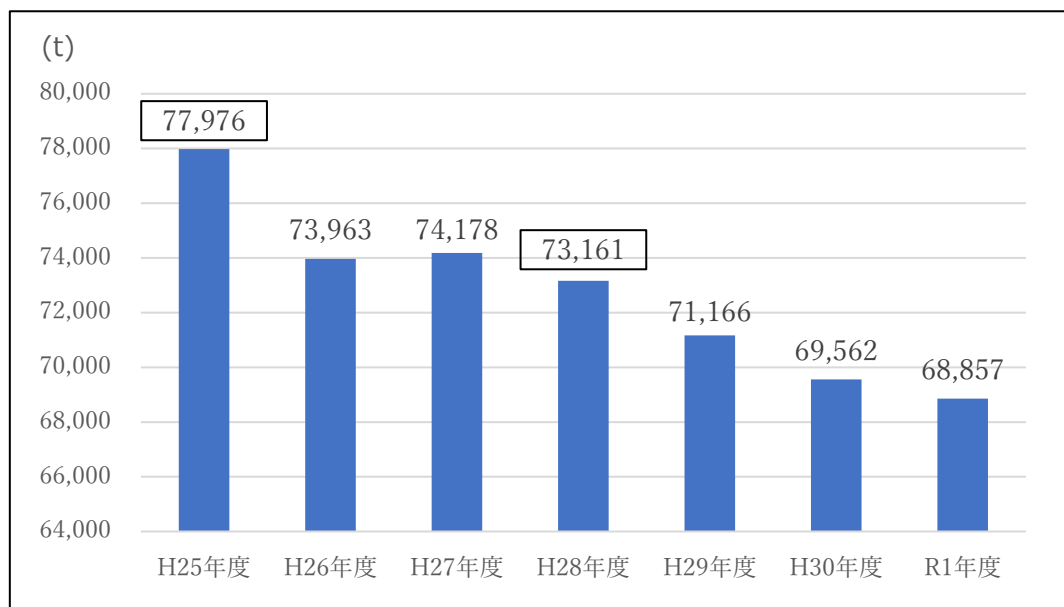


図 2 - 1 - 3 ごみの総排出量の推移

(2) 集団資源回収量の推移

令和元年度の集団資源回収量は2,362トンで、平成25年度対比で、22.4%減少し、年々、減少傾向にあります。

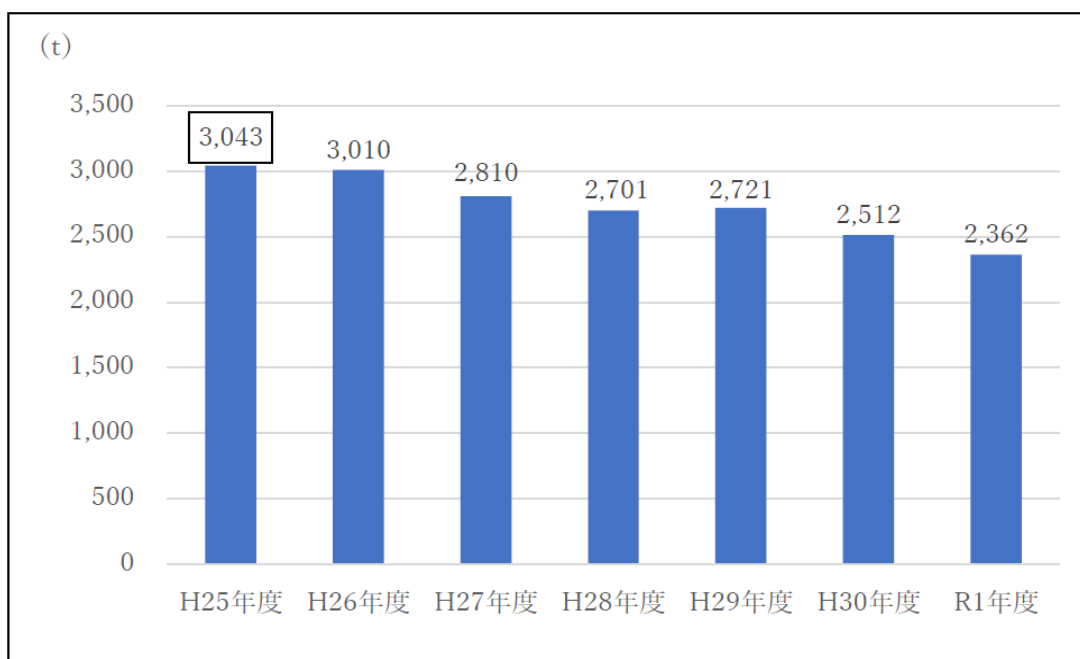


図 2 - 1 - 4 集団資源回収量の推移

(3) 種類別ごみの排出量の推移

平成25年度（前計画の中間見直しの前年度）から令和元年度までの種類別ごみの排出量の推移は下記のとおりです。

可燃ごみは令和元年度では、50,686トンで、平成25年度対比で、10.4%減少しており、平成25年度をピークに緩やかに減少している傾向にあります。

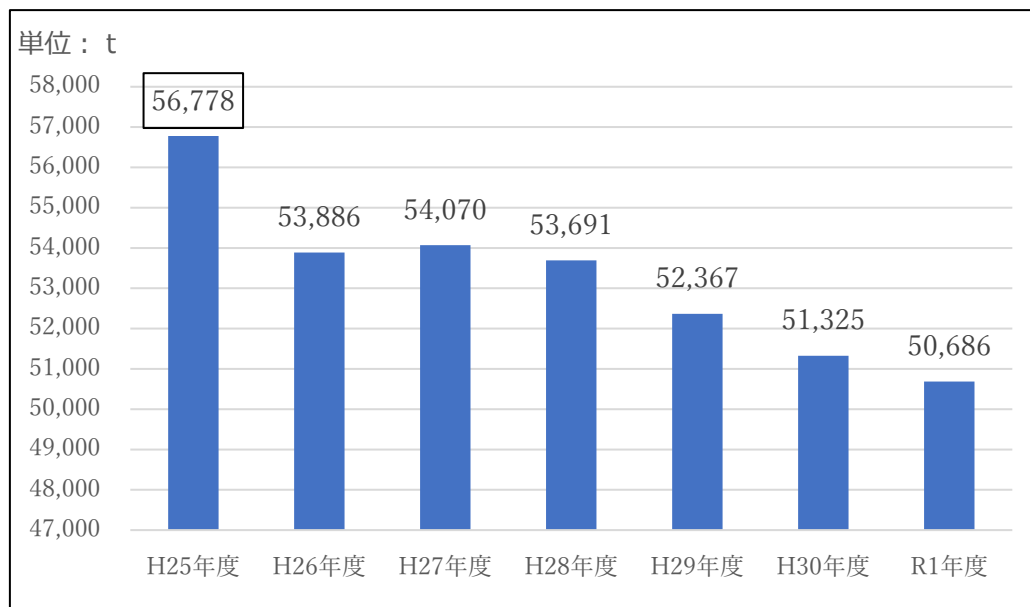


図 2-1-5 可燃ごみの排出量の推移

不燃ごみは、令和元年度では、2,433トンで、平成25年度対比で、18.8%減少しており、平成25年度をピークに緩やかに減少している傾向にあります。

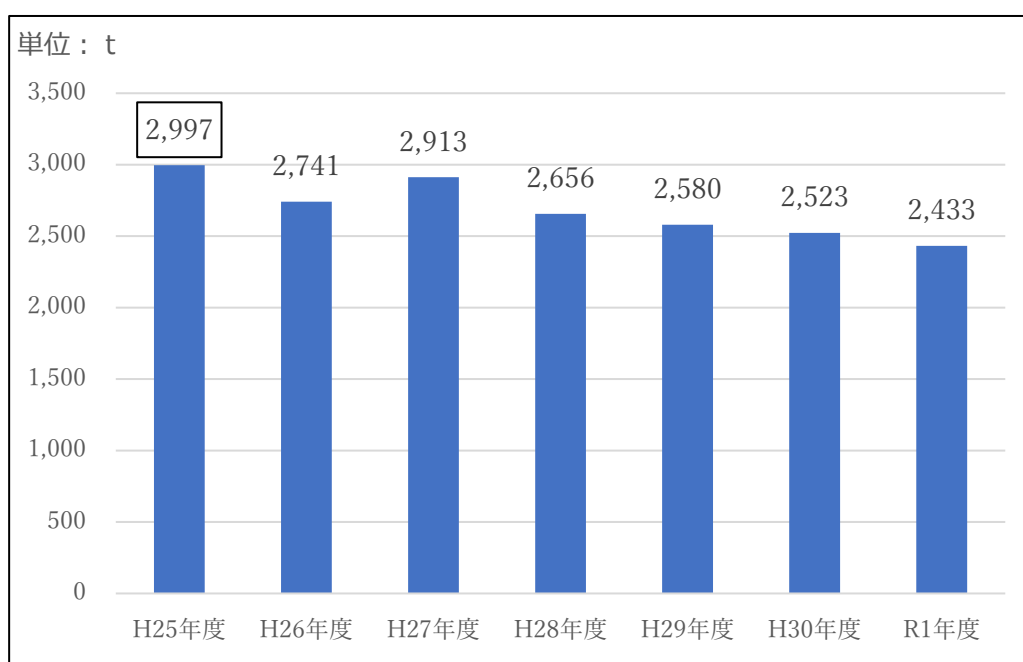


図 2-1-6 不燃ごみの排出量の推移

有害ごみは、令和元年度では、34トンで、平成25年度対比で、17.1%減少しており、平成25年度をピークに緩やかに減少している傾向にあります。

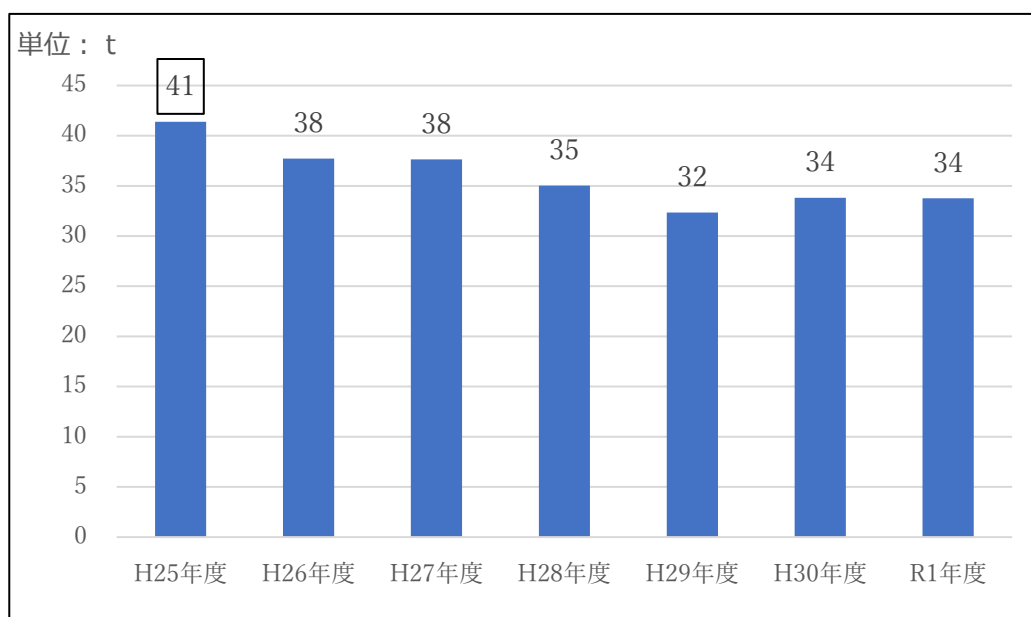


図 2-1-7 有害ごみの排出量の推移

粗大ごみは、令和元年度では、2,761トンで、平成25年度対比で、1.6%減少しており、平成27年度以降2,700トン台で推移している傾向にあります。

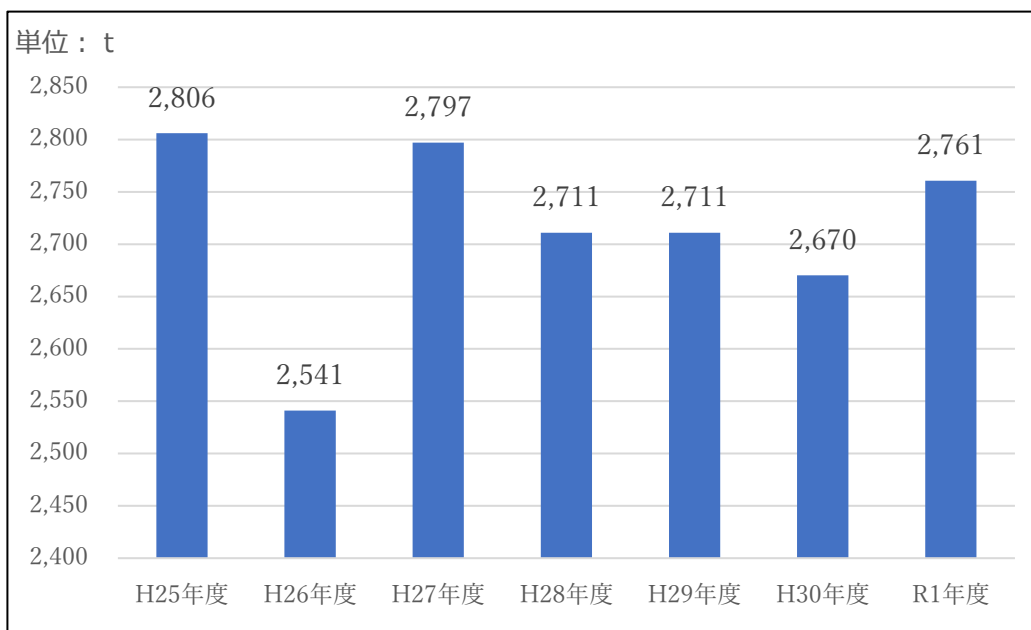


図 2-1-8 粗大ごみの排出量の推移

資源物（集団資源回収量含む）は、令和元年度では、12,945トンで、平成25年度対比で、15.7%減少しており、年々、減少傾向にあります。

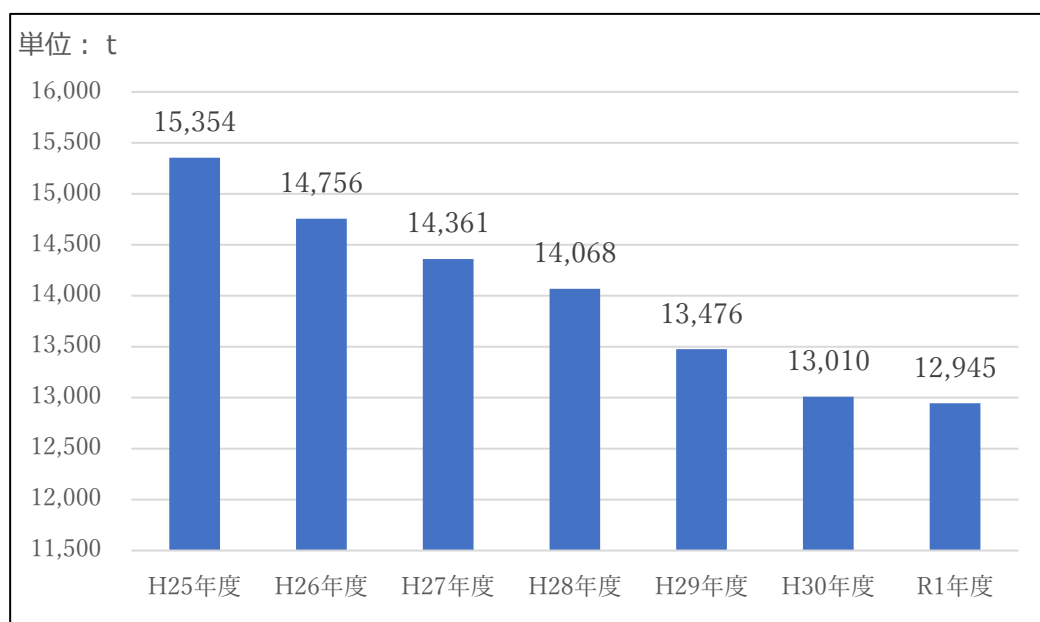


図 2-1-9 資源物の排出量の推移

（４）１人１日あたりのごみ排出量の推移

令和元年度の１人１日当たりのごみ排出量は1,129グラムで、平成25年度対比で、5.4%減少しており、近年では事業系、家庭系ともに横ばい、集団資源回収は減少傾向であり、総体として微減傾向にあります。

$$1人1日あたりのごみ排出量 = \text{ごみ総排出量} \div \text{総人口} \div \text{年間日数}$$

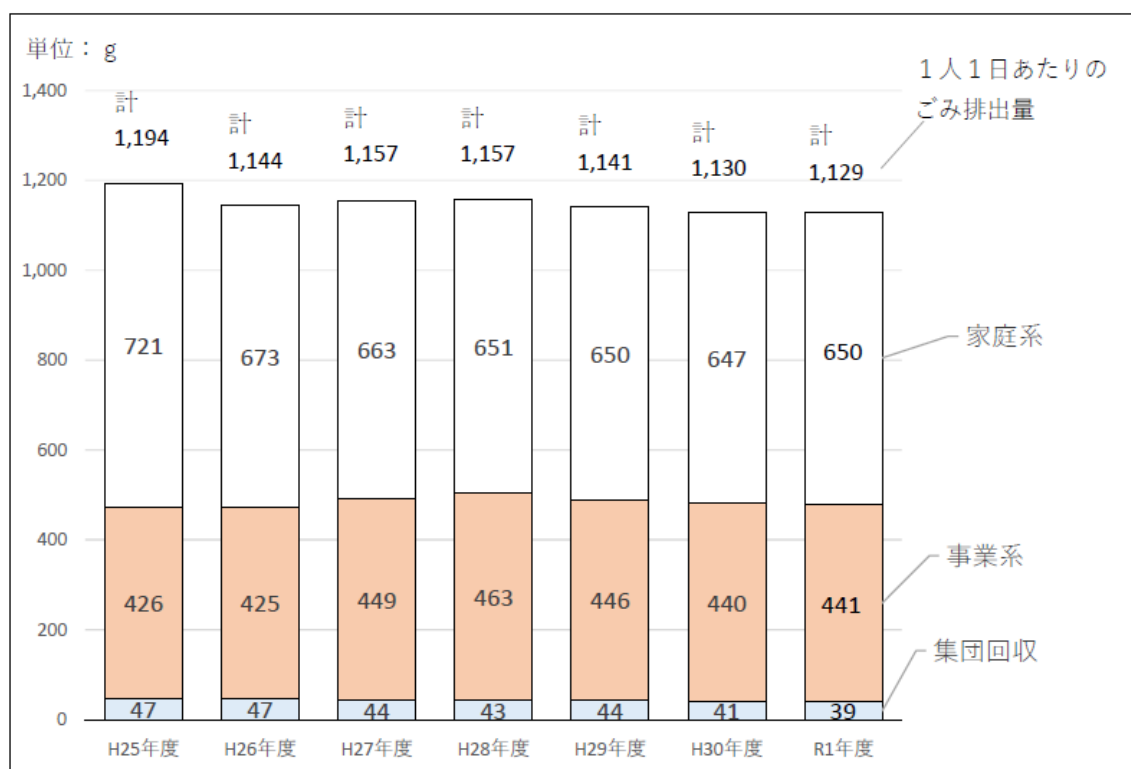


図 2-1-10 1人1日あたりのごみの排出量の推移（家庭系ごみ・事業系一般廃棄物別）

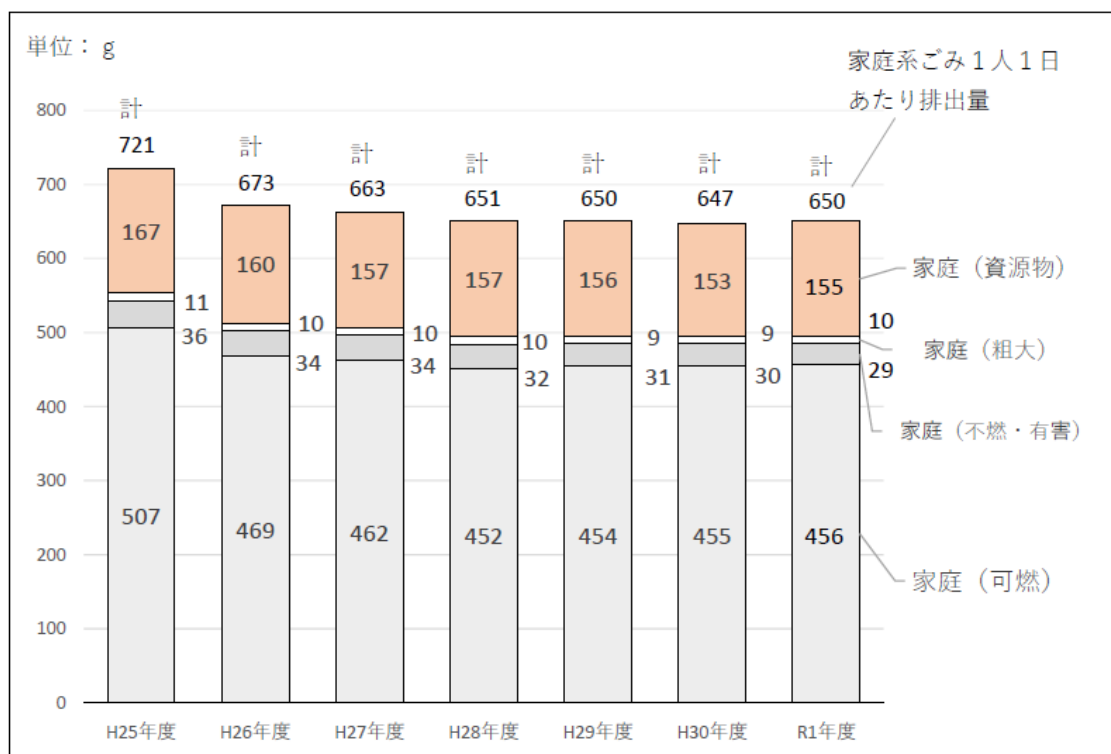


図 2-1-11 1 人 1 日あたりのごみの排出量の推移（家庭系ごみ種類別）

（５）リサイクル率の推移

令和元年度のリサイクル率は 19.87% で、平成 25 年度対比で、0.26 ポイント減少しており、平成 26 年度をピークに減少傾向にあります。

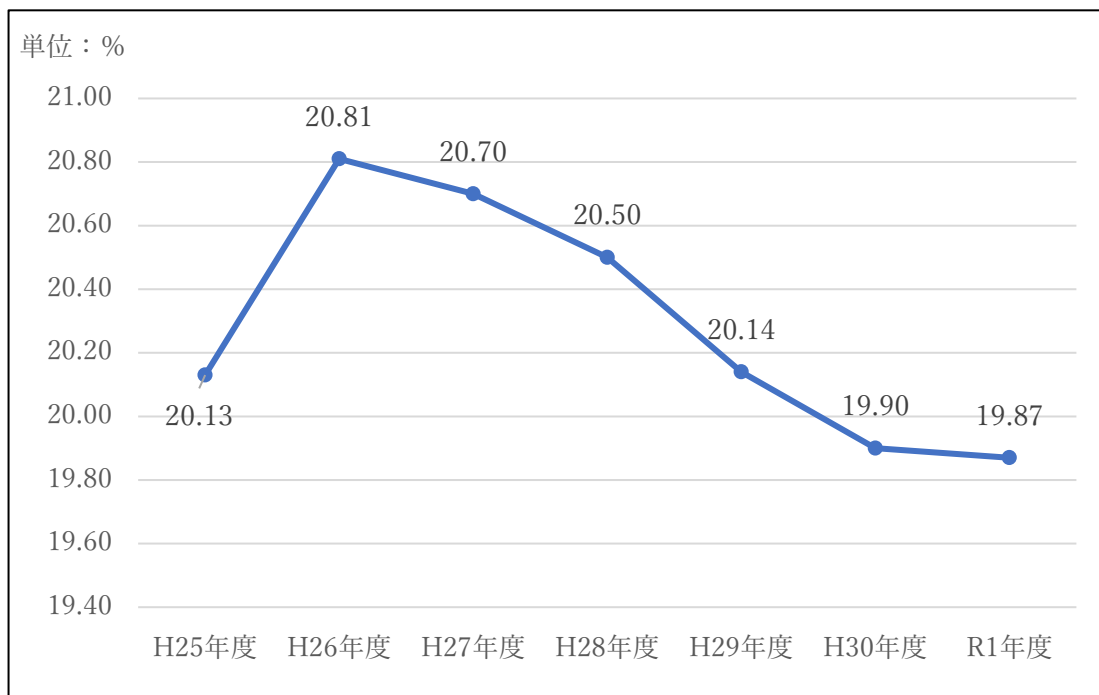


図 2-1-12 リサイクル率の推移

(6) 最終処分量の推移

令和元年度の最終処分量（埋立処分量）は9,319トンとなり、平成25年度対比では26.6%減少しており、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。

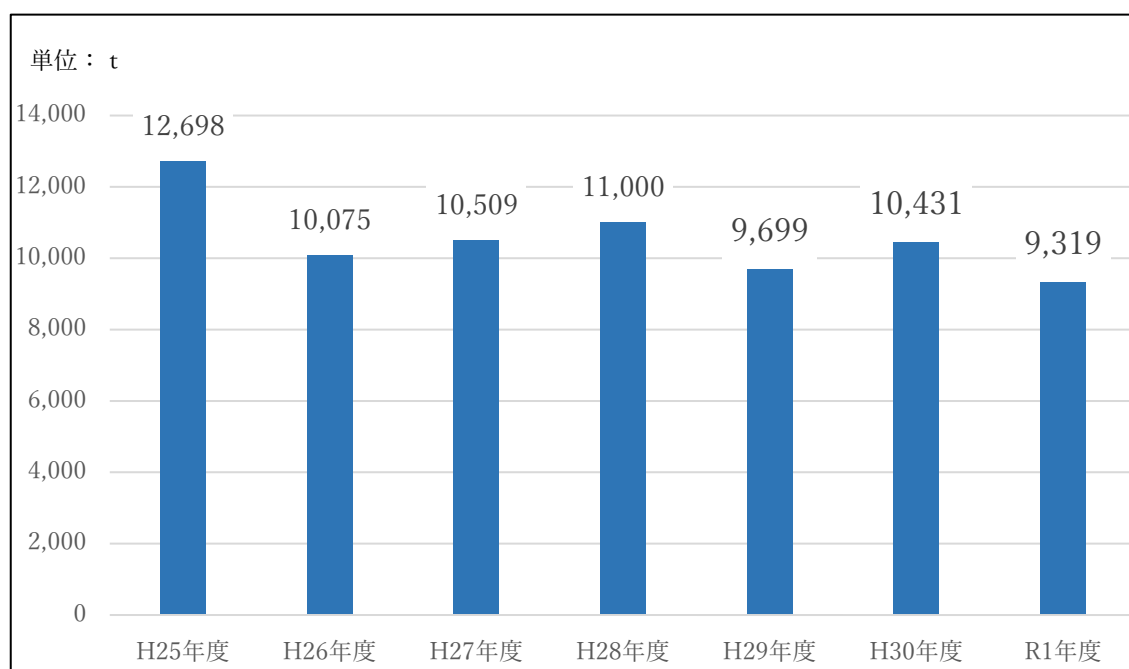


図 2-1-13 最終処分量の推移

8 家庭系ごみの組成分析

家庭から排出される「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「プラスチック製容器包装（資源物）」の組成分析結果の湿重量比（平成 28 年度、平成 29 年度、令和元年度の 3 年の平均値※平成 29 年度から隔年で実施）は、次に示すとおりとです。

なお、割合（％）については、小数点第 2 位を四捨五入しているため合計が 100％にならない場合があります。

（１）可燃ごみ

可燃ごみの組成割合は、項目別では、生ごみが最も高く、全体の 41.6％を占めており、次に紙・布類が 17.9％、プラスチック類が 13.9％、汚物が 12.1％となっています。

また、資源物が 9.7％混入されており、中でも古紙類が可燃ごみ全体の 7％を占めています。

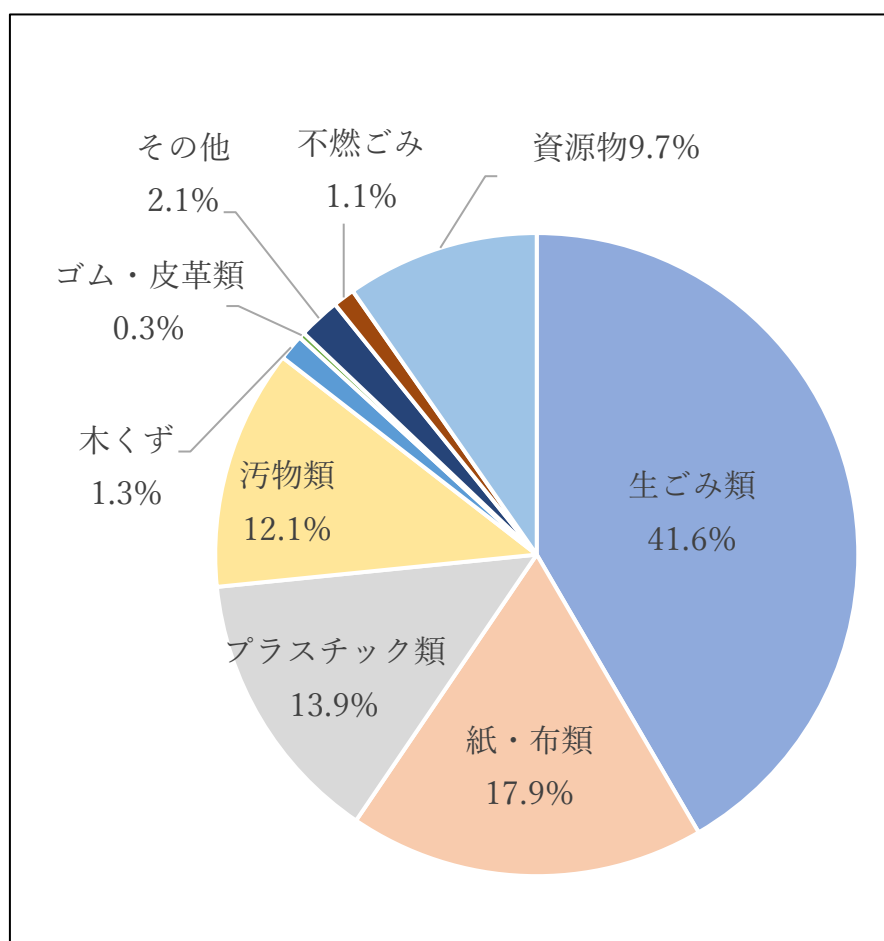


図 2-1-14 可燃ごみの組成分析結果

(2) 不燃ごみ

不燃ごみの組成割合は、項目別では、小型家電が最も高く、全体の24.8%を占めており、次に金属類が23.5%、ガラス・陶磁器が16.5%となっています。

また、可燃ごみが全体の22.5%を占めており、中でもプラスチック類が全体の14.8%を占めています。

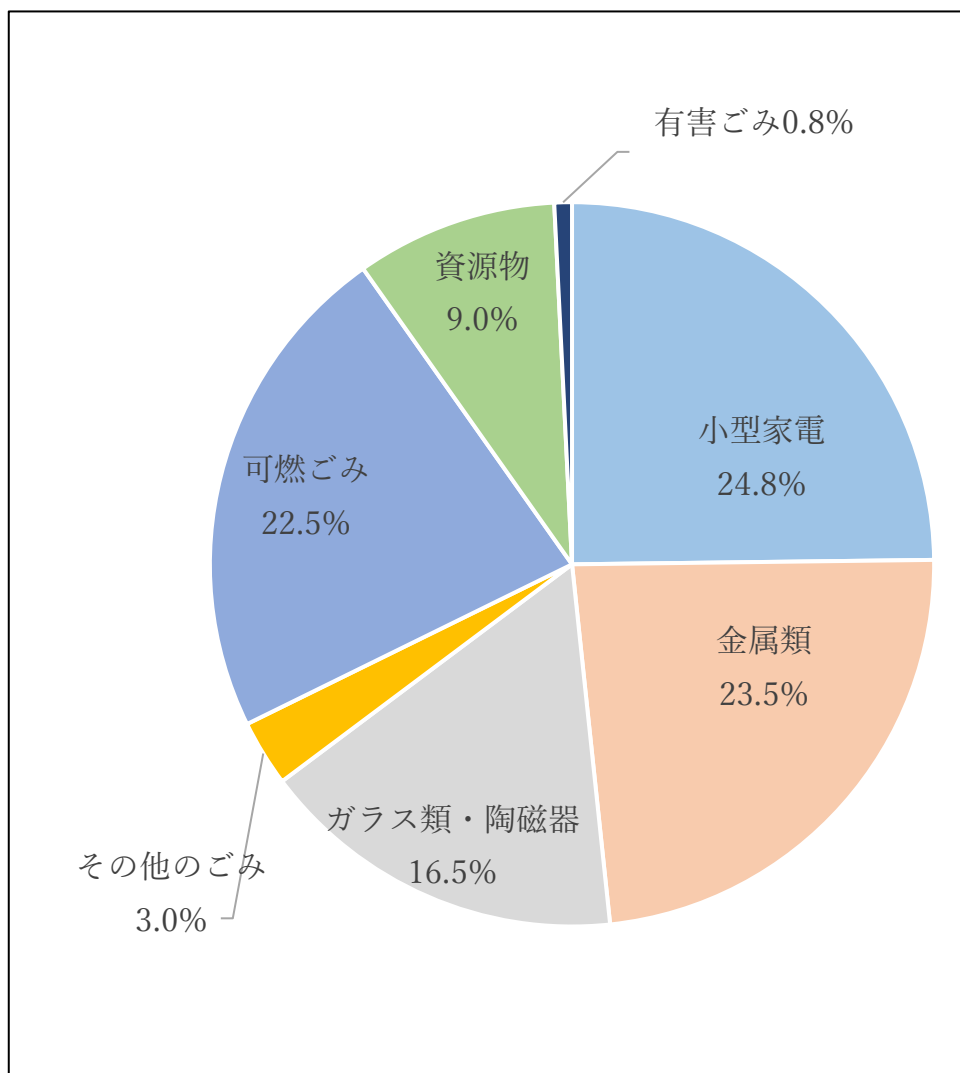


図 2-1-15 不燃ごみの組成分析結果

(3) プラスチック製容器包装（資源物）

プラスチック製容器包装の組成割合は、プラスチック製容器包装で55.0%と、全体の約半分を占めるほか、可燃ごみが39.8%占めており、うち汚れが付着した状態で排出されているプラスチック製容器包装が30.6%を占めています。

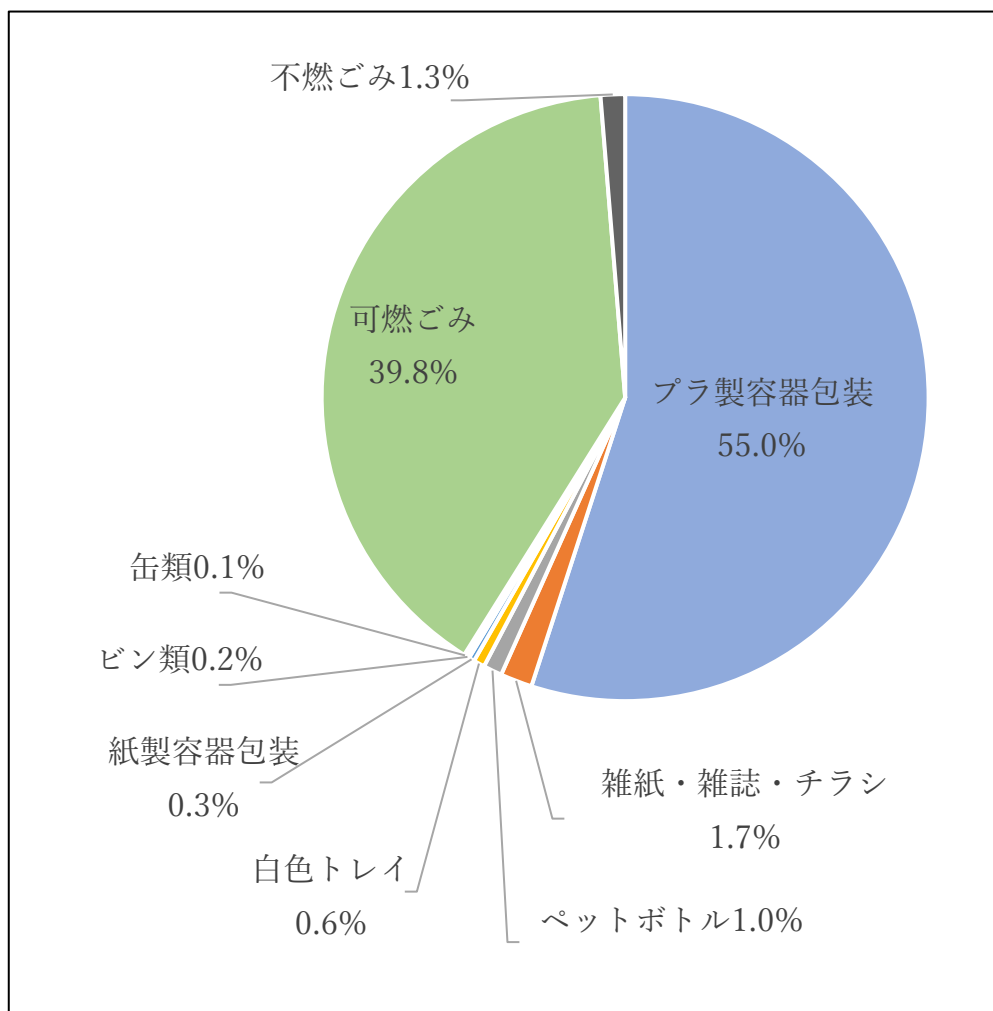


図 2-1-16 プラスチック製容器包装の組成分析結果

9 ごみ処理経費の現状

令和元年度のごみ処理に係る経費は、約20億7千万円で、ごみ処理には、1トン当たり30,178円、1人当たり年間12,475円の経費がかかっております。

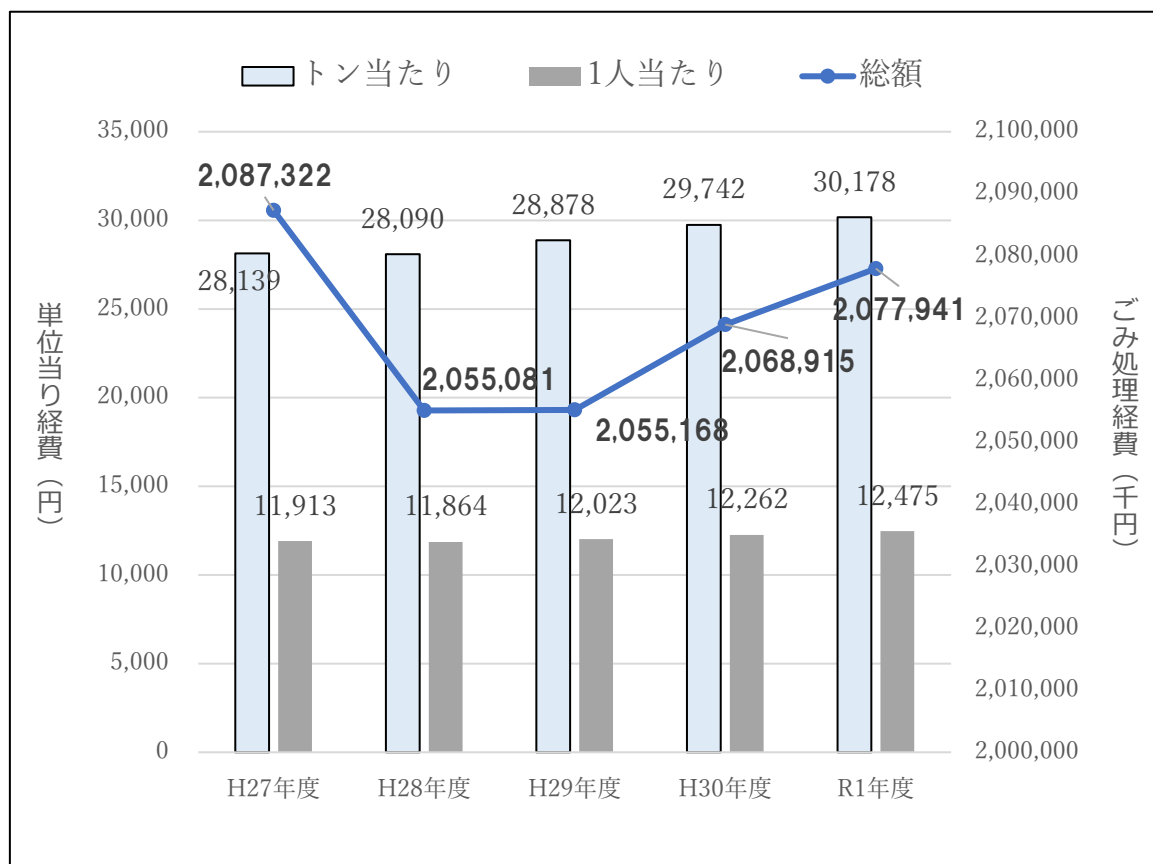


図 2-1-17 ごみ処理経費の現状

第2章 前計画の検証

1 前計画の概要

平成21年4月に策定した「釧路市ごみ処理基本計画」(以下「前計画」という。)は、ごみの排出抑制やごみの資源化などの「ごみの減量化の促進とリサイクルの推進」、ごみの計画的な処理やごみ処理施設の整備などの「ごみの適正処理の推進」、環境美化活動・不法投棄等防止活動やごみの適正排出などの「環境美化の推進」を基本方針とし、市民・事業者・行政の協働により地球環境への負荷の少ないまちづくりをめざして取り組みを進めました。

前計画は、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間としました。その後、計画人口の推計と実績に差が生じたことや、資源物指定した家庭系の刈草、木の枝、落ち葉等を可燃ごみ指定に変更したなど資源化施策の状況の変化などに伴う見直しが必要となり、平成26年度に処理基本計画の中間見直しを行っております。

また、中間見直し時に本策定時に上位計画である「釧路市環境基本計画」との計画期間の整合性を図り、計画期間の終了年次を2年延長し、令和2年度までとしています。

前計画では、ごみの減量化や資源化の取組を評価する指標として、「1人1日あたりのごみの排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」の目標値を設定し、各種施策を進めました。

2 前計画の取組状況

前計画において施策として掲げた項目に関する主な取組は、次のとおりです。

(1) ごみの減量とリサイクルの推進

施策項目		主な取組
ごみの減量、 資源リサイクル の推進	ごみの発生抑制 と排出抑制	・町内会など各種団体における講座の実施 ・小中学校における環境学習への支援 ・生ごみ減量化、ごみの分別などの各種広報の実施 ・各種団体と連携しての環境イベントの開催 ・不用品の再利用（リユース）の推進 ・一般廃棄物許可業者に対する研修会の開催 ・事業者及び許可業者に対する適正処理の周知及び分別排出指導の実施 ・集団資源回収の広報周知と奨励金の交付

施策項目		主な取組
ごみの減量、 資源リサイクル の推進	有機性廃棄物の 有効利用	・ 民間事業者との連携による資源化の推進 ・ 生ごみ減量に係る講座の開催 ・ 生ごみ堆肥化容器並びに電気生ごみ処理機購入費助成事業の展開

(2) ごみの適正処理の推進

施策項目		主な取組
ごみの適正処理 の推進	ごみの計画的な 処理の推進	・ 医師会等との連携による在宅医療系ごみの適正処理に向けた市民周知の実施 ・ 資源物収集体制の見直し ・ 処理困難物の適正処理の推進 ・ ふれあい収集体制の継続 ・ 災害廃棄物処理に向けた会議、講座への参加
	ごみ処理施設の 整備	・ 中間処理施設におけるピックアップ回収の実施 ・ 次期ごみ最終処分場整備に向けた取り組み ・ 広域処理に向けた協力体制の構築
	分別収集処理体制 の確立	・ 資源物の祝日収集の導入 ・ 資源物ステーションの排出容器の設置時間の変更 ・ プラスチック製容器包装の収集を委託化

(3) 環境美化の推進

施策項目		主な取組
環境美化活動の 推進	環境教育の充実と 推進	・ 町内会など各種団体における講座の実施 ・ 小中学校における環境学習への支援 ・ 生ごみ減量化、ごみの分別などの各種広報の実施 ・ 各種団体と連携しての環境イベントの開催

施策項目		主な取組
環境美化活動の推進	公共空間の清掃活動	・分別収集推進協力員との連携 ・不法投棄等防止監視の実施 ・ごみ集積場における違反ごみ対策の実施 ・関係団体と連携しての清掃活動の実施 ・ポイ捨て防止街頭啓発の実施 ・釧路市クリーンパートナー制度の推進 ・学齢期を対象としたイベントの実施

3 目標達成状況

前計画策定時には、現在のごみの分別や収集及び処理体制が確立して5年が経過、定着化を進める中で、市民や事業者の協力により更にごみの減量・資源化を促進する目標を設定しました。

前計画において、設定した「①1人1日あたりのごみ排出量」、「②リサイクル率」、「③最終処分量」の達成状況は、下の表のとおりです。

(1) ごみの排出抑制

1人1日あたりのごみ排出量は、前計画中間見直し年度の前年度である平成25年度の1,194gから令和元年度には1,129gと65g減少しており、前計画の目標値（令和2年度）である1,133gを達成しています。これは、前計画で進めてきた様々な取組による市民や事業者のごみ減量への意識の高まり、スーパー等の店舗回収の増加、更には、製造事業者による詰め替え商品の開発や製品の軽量化・薄肉化への取り組み等の効果と考えられます。

しかし、市民1人1日あたりのごみ排出量の全道平均は、平成30年度実績で969グラムであり、それに比べると釧路市は多い状況にあり、政令市の札幌市を除く道内の主な都市9市中4番目に多い状況となっております。

可燃ごみの分別に関しては、組成分析調査によると、集積所に排出される可燃ごみには、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品「食品ロス」が湿重量比で約4%含まれている状況となっており、こういった食品ロスを減らしていただくための取り組みを進め、更なるごみの減量を図ることが必要となります。

実績（平成25年度）	実績（令和元年度）	目標値（令和2年度）	達成状況
1,194グラム	1,129グラム	1,133グラム	目標達成

図 2-2-1 1人1日あたりのごみ排出量

表 2-2-1 令和元年度 可燃ごみの組成分析（食品ロス）

地区	食品ロス重量	採取試料重量	うち食品ロス含有率
A地区	4. 6 6 kg	5 1. 4 4 kg	9. 1 %
B地区	0. 7 4 kg	5 2. 4 6 kg	1. 4 %
C地区	0. 2 8 kg	6 0. 1 9 kg	0. 5 %
D地区	3. 7 6 kg	5 4. 1 3 kg	6. 9 %
E地区	1. 1 2 kg	5 1. 7 2 kg	2. 2 %
合計	1 0. 5 6 kg	2 6 9. 9 4 kg	3. 9 %

（２）ごみの資源化

リサイクル率は、平成25年度の20. 13%から令和元年度には19. 87%と0. 26ポイント減少しており、前計画の目標値（令和2年度）である23%を達成できない状況です。前計画期間中に、不燃ごみ及び粗大ごみから小型家電のピックアップ回収を導入するなど、リサイクル率向上に努めてきたところではありますが、近年の情報通信技術の進展により市民の紙離れが加速したこと、スーパー等の店舗回収が増加したこと、資源物の分別が徹底されていないこと等が目標を達成できなかった要因と考えられます。

資源物の分別に関しては、ごみ組成分析調査によると、集積所に排出される可燃ごみには湿重量比で約10%と、まだ多くの資源物が含まれており、資源化量を増加させるためには、可燃ごみに含まれる資源物を適正に分別して排出していただくための取り組みを進めていく必要があります。



図 2-2-2 リサイクル率

(3) 最終処分

ごみの最終処分量は、平成25年度の12,698トンから令和元年度には9,319トンと3,379トン減少しており、前計画の目標値（令和2年度）である9,382トンを達成することができました。これは、これまで取り組んできたごみ減量化の成果や最終処分（埋立）していた小型家電を資源化する取り組み等の効果と考えられます。

また、釧路市のごみの最終処分の主たる役割を担っている釧路市新高山最終処分場の残余容量が、令和6年3月に埋立完了の見通しのため、現在、令和6年度からの供用開始に向け次期最終処分場の整備を進めています。最終処分場の整備には、多額の費用が必要となることから、施設の延命化の観点からも更なるごみの減量化への取り組みを進めていく必要があります。

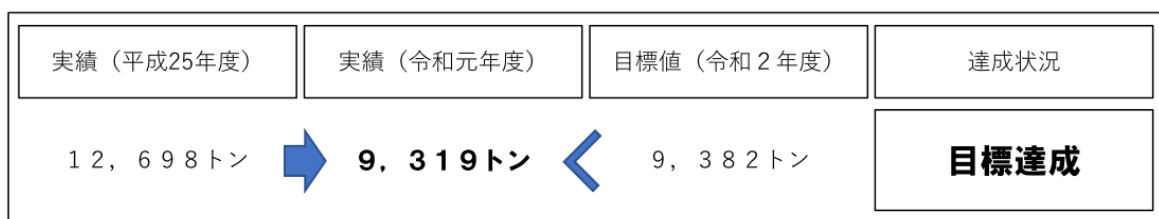


図 2-2-3 最終処分量

第3章 釧路市のごみ処理の課題

1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進

釧路市の家庭から排出される廃棄ごみ量（1人1日当たり）は、政令市の札幌市を除く道内の主な都市9市中最も多く排出されている実績となっております。

この要因として、釧路市は、道内の主な都市の中でも高齢化率が高く、世帯構成における単身世帯の比率も高い傾向にあり、少量に個包装された商品など使い捨ての商品を購入するといった消費傾向が考えられます。

循環型社会の実現に向けては、限りある資源を有効利用するため、ごみの減量につながる発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の取り組みをより一層推進し、資源物を含めたごみ全体を減量することが必要です。

一方、廃棄ごみの中には、プラスチック製容器包装や雑がみといった、本来、資源物として排出すべきものが多く排出されています。発生抑制・再使用に取り組むとともに、その後に排出されるごみを適正に排出することにより、更なるリサイクルの取り組みを進める必要があります。

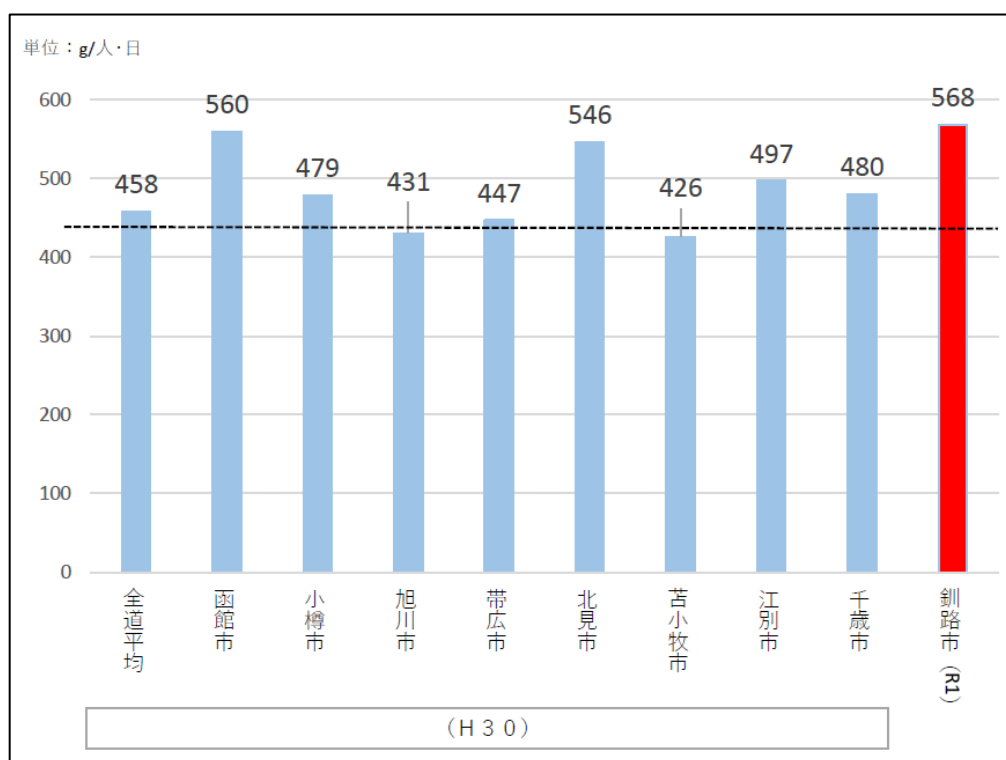
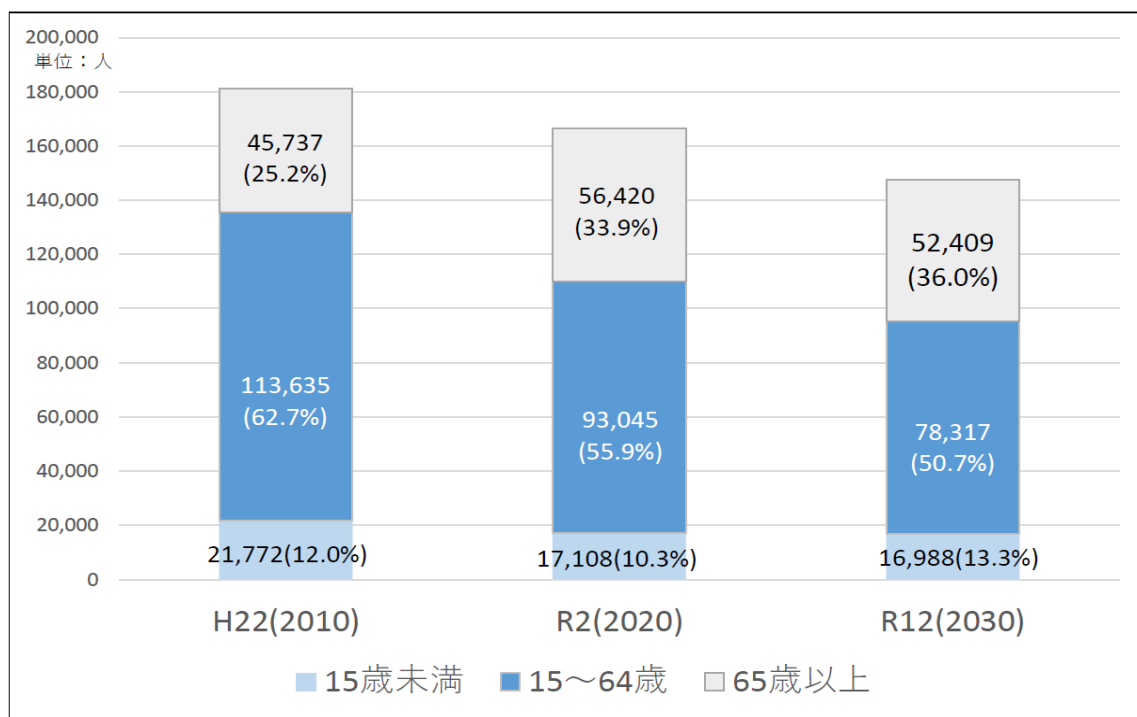


図 2-3-1 道内の主な都市の家庭から排出される 1 人 1 日当たりの廃棄ごみ量

2 超高齢社会への対応

令和 2 年(2020 年)3 月末時点の住民基本台帳による年齢階級別人口によると、当市の 65 歳以上の人口が占める割合は、平成 22 年(2010 年)の国勢調査から 8.7 ポイント上昇して 33.9%となり「超高齢社会」が進んでいます。

また、釧路市の将来推計によると、年少人口、生産年齢人口は減少する一方、65 歳以上の人口は増加が続き、令和 12 年(2030 年)には 65 歳以上の占める割合が 36.0%まで達する見込みとなっています。



(注) 一般的に、高齢化率（65歳以上）が21%を超えた社会は「超高齢社会」とされている。

(注) 端数処理や年齢不詳データの関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

(注) 平成22年（2010年）は国勢調査による実績値、令和2年（2020年）は住民基本台帳による実績値※令和2年3月末時点、令和12年（2030年）は、「釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口推計値

図 2-3-2 将来人口の見通し

この様に、釧路市では、これからも高齢化が進行すると予想され、これまで以上に、ごみの分別やごみ出しが困難になる高齢者の増加が考えられます。こうした状況に対応するため、高齢者誰もが安心してごみ出しをできる仕組みづくりを進めていく必要があります。

3 市民・事業者・行政の協働

今後、更なる環境負荷の低減を図るため、市民や事業者との協働により、3Rの取り組みを一層推進することが重要であり、状況に応じて関係団体と連携しながら、釧路市が中心となり、市民や事業者が自主的にごみの減量・リサイクルに取り組むことができる環境づくりを進める必要があります。

4 大規模災害に備えた廃棄物処理体制

国内では、東日本大震災や北海道胆振東部地震など大規模災害が相次いで発生しており、釧路市や周辺地域においても、同様の大規模災害が発生する可能性があります。

大規模災害が発生した直後は、災害廃棄物の大量発生が想定されます。市民生活に必要な廃棄物処理体制を速やかに確保するとともに、災害発生前の状態に向けて一日も早く回復していけるよう体制の整備を行う必要があります。

第4章 ごみ処理の取組の方向性

1 基本方針

本計画は、市民・事業者・市が一体となり、持続可能な循環型社会を目指すため「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」を基本理念に掲げ、次の4つの基本方針を定め、各施策を推進します。

基本方針1：発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進によるごみの減量

ごみを減量するためには、ごみとなるものを発生させないことや、ものを繰り返し使用することなど、まずはごみとして排出されないようにする取り組みが最も重要となります。

基本方針2：分別・リサイクルの取り組み促進

発生回避、発生抑制及び再使用に取り組み、その結果として、出されたものは、可能な限りリサイクル（再資源化）を行い、更なるごみの減量化・リサイクルを進めます。

基本方針3：環境学習・環境教育の充実

更なるごみの減量・リサイクルを進めるためには、ごみの排出者である市民・事業者が積極的に参画し、協働して取り組んでいくことが重要です。

市民・事業者のごみに対する意識の高まりには、環境学習・環境教育の充実や積極的な情報提供に取り組んでいく必要があります。

基本方針4：安全・安心なごみ処理事業の推進

安全で適正なごみ処理を行うため、市民・事業者にはルールを遵守した排出を求めるとともに、効率的で安定した収集・運搬・中間処理・最終処分までの実施体制を継続できる取組を行います。また、災害などの不測の事態にも対応できるように、安全・安心かつ継続的にごみを処理することができる体制を構築する必要があります。

2 基本目標とモニター指標

本計画が定める各種施策を進めるにあたり、具体的な数値目標を設け、市民、事業者、行政が目標を共有し、その進捗状況を確認・評価しながら、それぞれの役割に基づいてごみの減量・リサイクルに取り組んでいく必要があります。

本計画では、前計画に掲げた管理目標の達成状況と本計画の基本方針を踏まえ、「基本目標」及び「モニター指標」を設定します。

(1) 設定の考え方

釧路市のごみ排出量は、前述のとおり政令市の札幌市を除いた道内の主な都市の中で4番目に多く、家庭系の廃棄ごみ量は最も多い状況です。

このため、本計画では、ごみ排出量全体について減量化を進めるべく、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の取り組みを推進するものとし、これらの課題を評価するため、全体を把握する項目として「ごみ排出量」を、その中でも特に取り組みを強化する必要のある項目として「家庭から排出される廃棄ごみ量（1人1日当たり）」を設定し、実態に応じた数値目標を設定します。

併せて、目標値は設定しないものの、目標を設定する上で特に重要と考えられる数値を指標として設定し、その状況を把握することによって、目標を達成するための課題の把握、施策の見直しや改善の際の参考とするための指標として「モニター指標」を設定します。

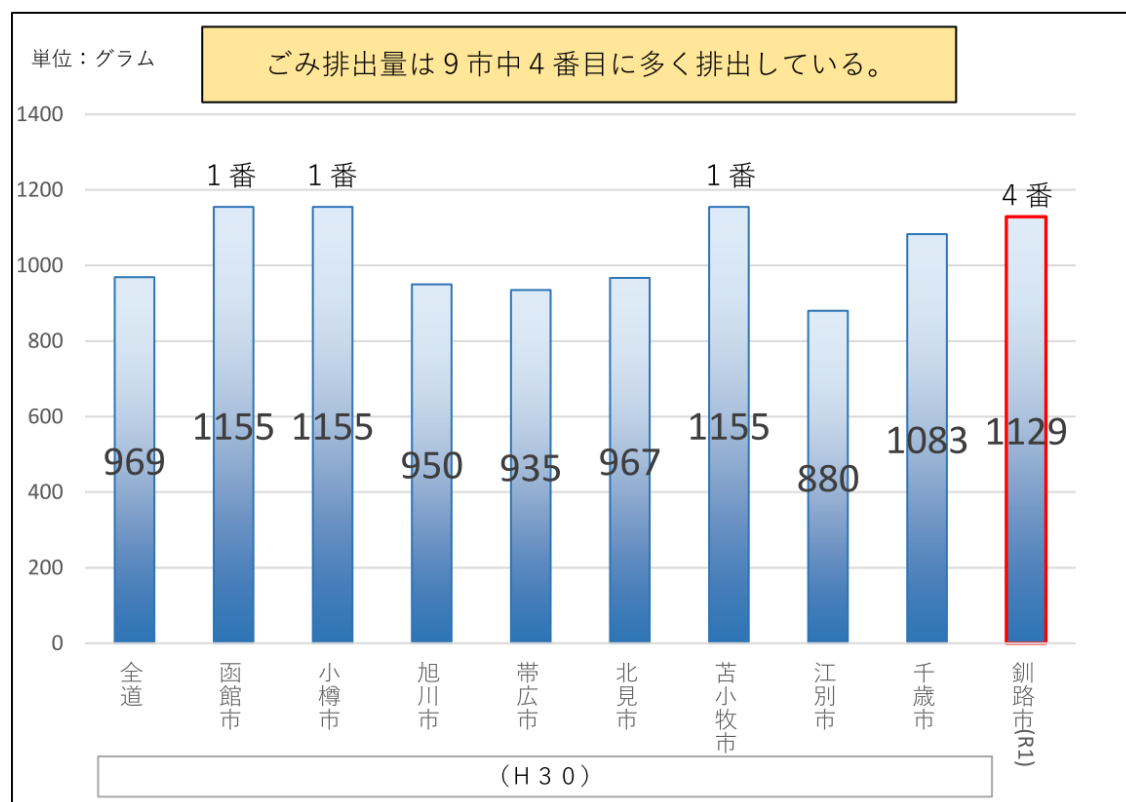


図 2-4-1 1人1日あたりのごみ排出量（道内他都市との比較）

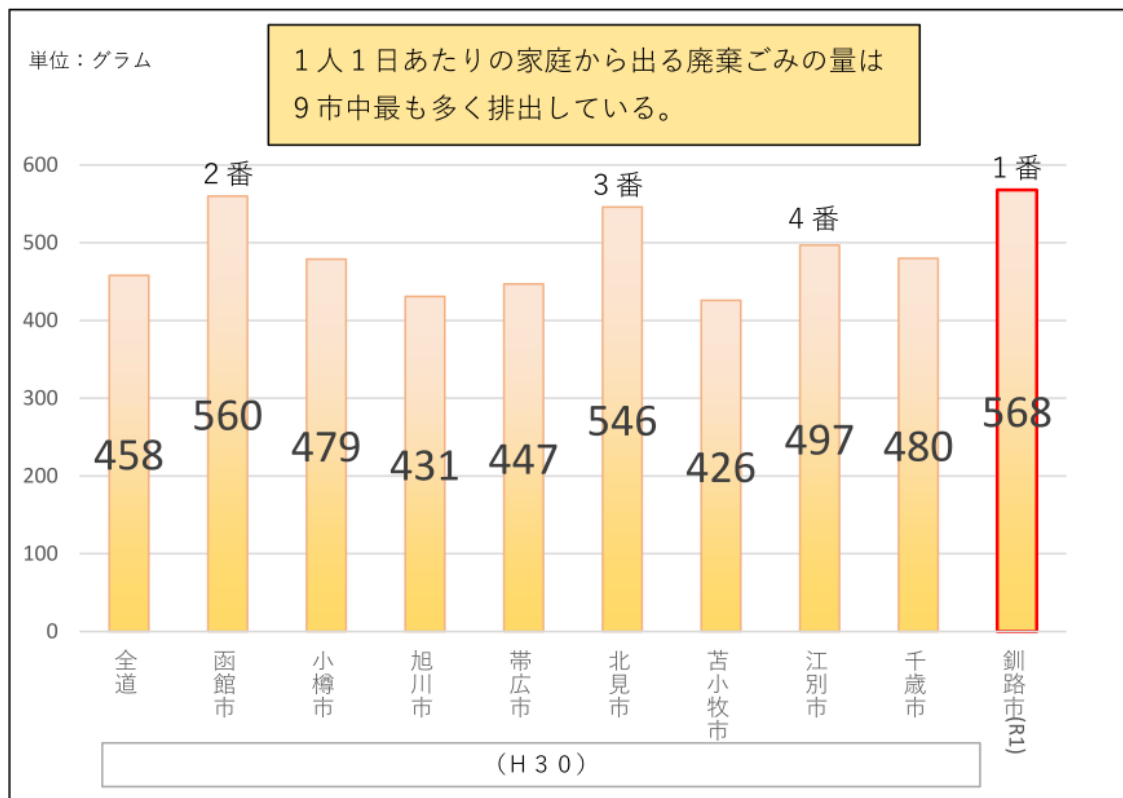


図 2-4-2 家庭から排出される廃棄ごみ量（1人1日あたり）

（２）基本目標

２－１ ごみ排出量の減量目標

本計画では、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に取り組むことにより、資源物を含めた家庭系ごみ・事業系一般廃棄物の減量を推進していきます。

この取り組みを評価する目標として、政令市の札幌市を除いた道内の主な都市8市のごみ排出量の平均（平成30年度平均65,370トン）に近づけるべく、令和元年度（68,857トン）と比べて6,260トン減量し、62,597トン以下を目指します。

目標達成に向けては、特定の種類のごみに絞った施策の減量効果だけではなく、施策を通じて市民・事業者の意識の高まり、それぞれの生活や仕事のスタイルに合った形でごみの発生抑制・排出抑制に取り組むことで、市全体として大きな減量効果を生み出すことが重要です。

そこで、ごみ減量化に向けた施策の展開にあたり、市民への理解が必要不可欠であるため、地域の分別収集協力員等との連携を図りながら、地域コミュニティへの関わりを強めた上で、定期的に学習会等を開催するなど、ごみ減量化に向けた普及啓発に取り組んでいきます。併せてリユースなどのごみの減量につながる新たな取り組みを取り入れていくことにより、ごみ排出量削減に効果的な環境の整備に努めていきます。

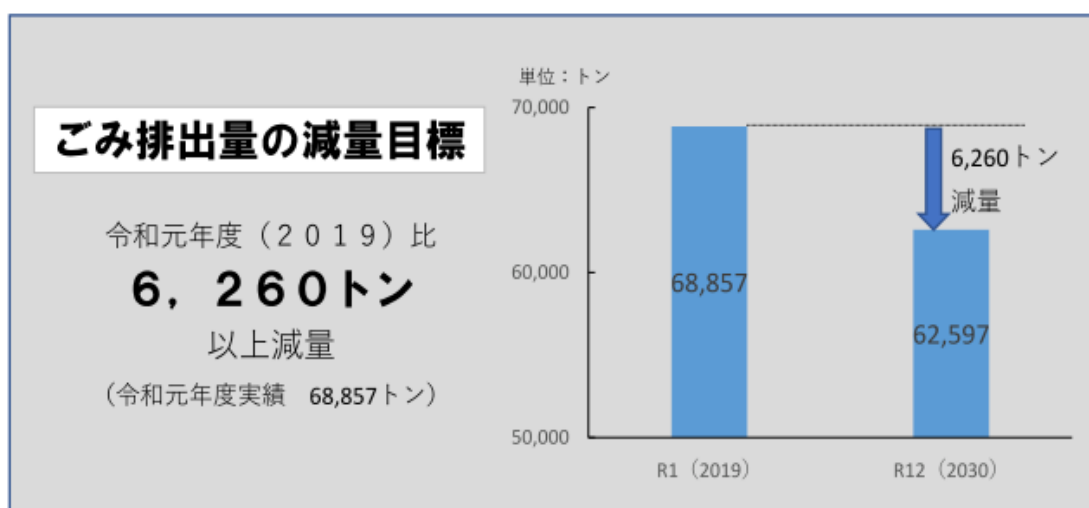


図 2-4-3 ごみ排出量の減量目標

2-2 家庭から排出される廃棄ごみ量の減量目標(市民1人1日あたり)

釧路市のごみ排出量は年間68,857トンとなっていますが、そのうち、家庭から排出される廃棄ごみは34,658トンと全体の半分を占めており、この廃棄ごみを減量していくことが重要です。

令和元年度の市民1人1日当たりの廃棄ごみ量は568グラムと、政令市の札幌市を除いた道内の主な都市8市の廃棄ごみ量の平均（平成30年度483グラム）と比較すると廃棄ごみの排出が多い状況であることから、令和元年度（568グラム）と比べて25グラム減量し、543グラム以下を目指します。

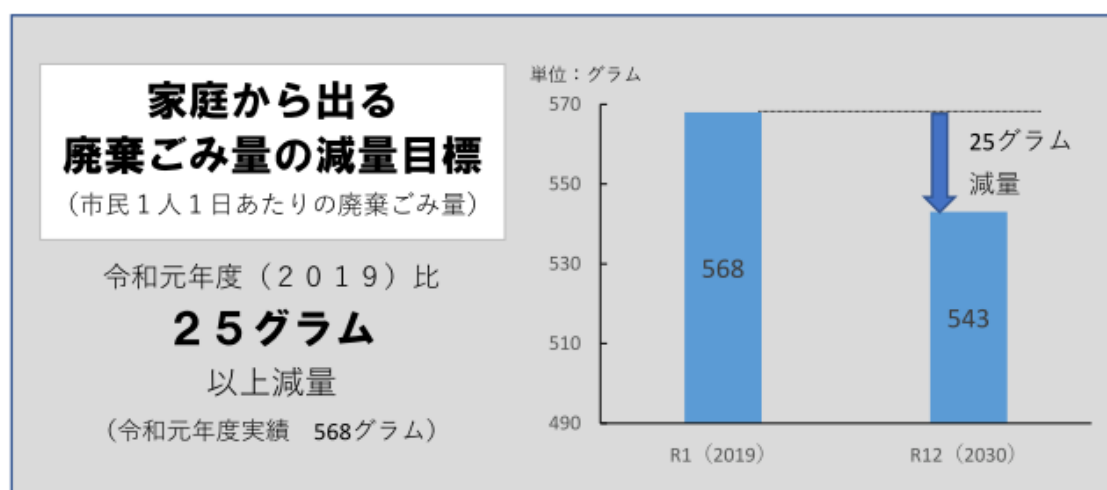
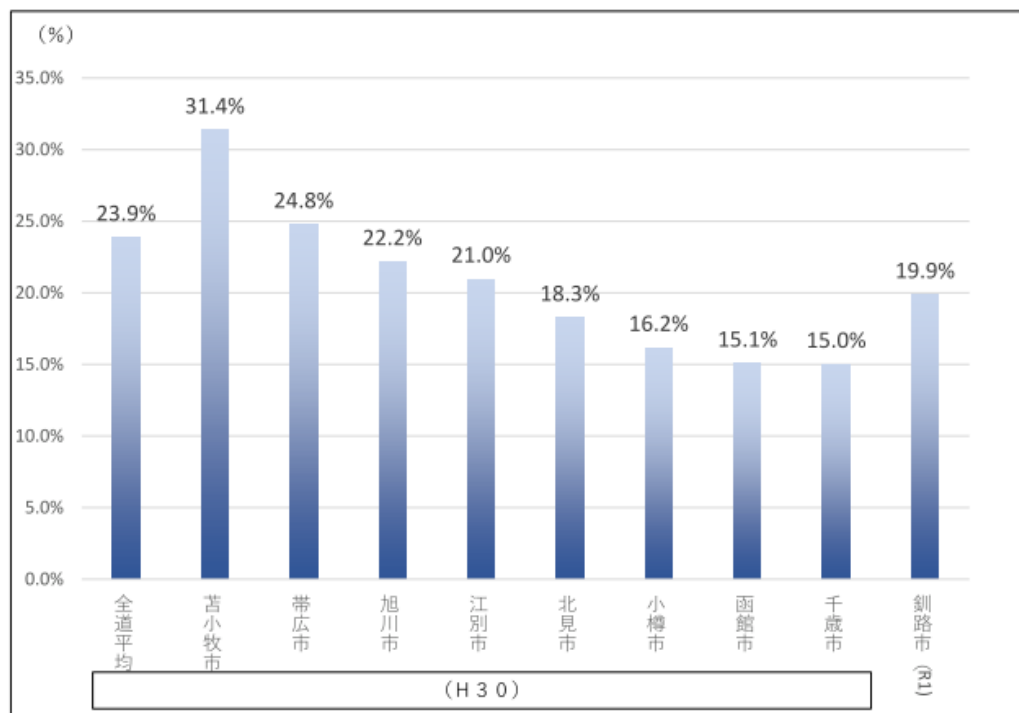


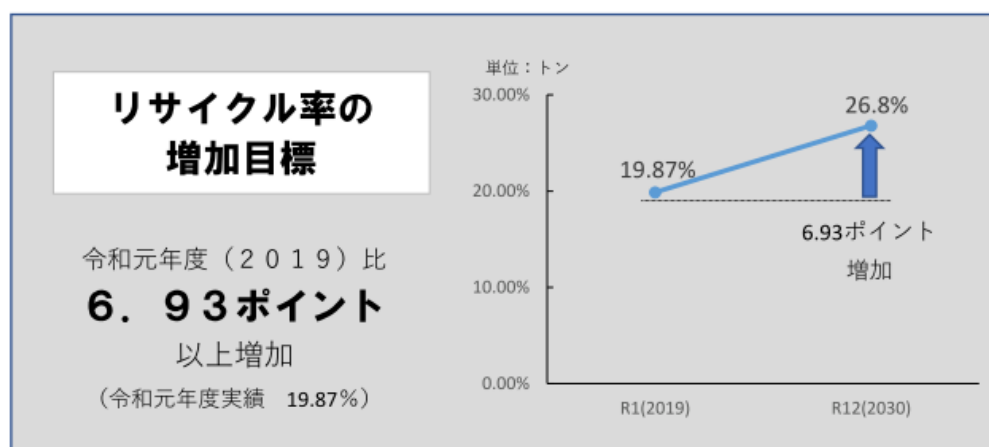
図 2-4-4 家庭から排出される廃棄ごみ量の減量目標

2-3 リサイクル率

令和元年度の釧路市のリサイクル率は19.87%であり、道内の主な都市8市のリサイクル率の平均（平成30年度20.5%）と比較すると、0.63ポイント下回っています。その要因のひとつとして、可燃ごみ等に資源物が含まれているという実態があることから、排出段階における資源とごみの分別徹底を推進する必要がある、全計画に引き続きリサイクル率を目標として設定し、令和元年度（19.87%）と比べて6.93%増加の26.8%を目指します。



リサイクル率（道内他都市との比較）



リサイクル率の目標数値

図 2-4-5 リサイクル率

2-4 埋立処分量の減量

最終処分場を新たに整備するためには、広大な用地とその整備費用が必要となり、このままではやがて用地の確保が難しくなり、ごみの最終処分が出来なくなるといった事態となります。

このような事態を避け、最終処分場の延命化を図る観点からも、出来る限り減らすことを目指していかなければなりません。

令和6年度より供用開始予定の最終処分場では、釧路市のほか、釧路町、厚岸町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町の不燃ごみ及び粗大ごみを受け入れる計画となっているため、関係町村と連携・協力を進めながらごみの減量化に取り組んでいく必要があります。

このことから、次期最終処分場整備に伴い策定した「釧路地域循環型社会形成推進地域計画（平成31年3月に国から承認）」に基づき、平成29年度（10,812トン）と比べて1,207トン減量し、9,605トン以下を目指します。

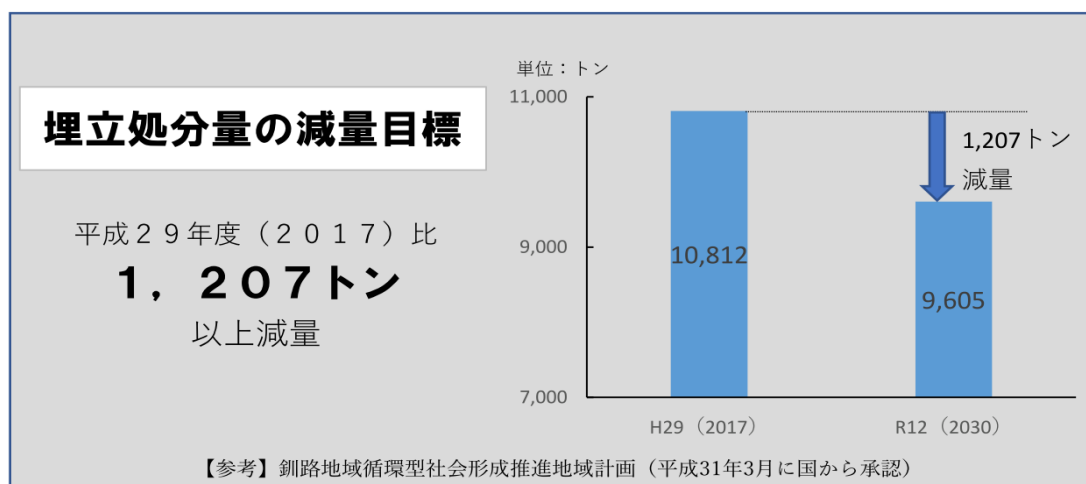


図 2-4-6 埋立処分量の減量目標

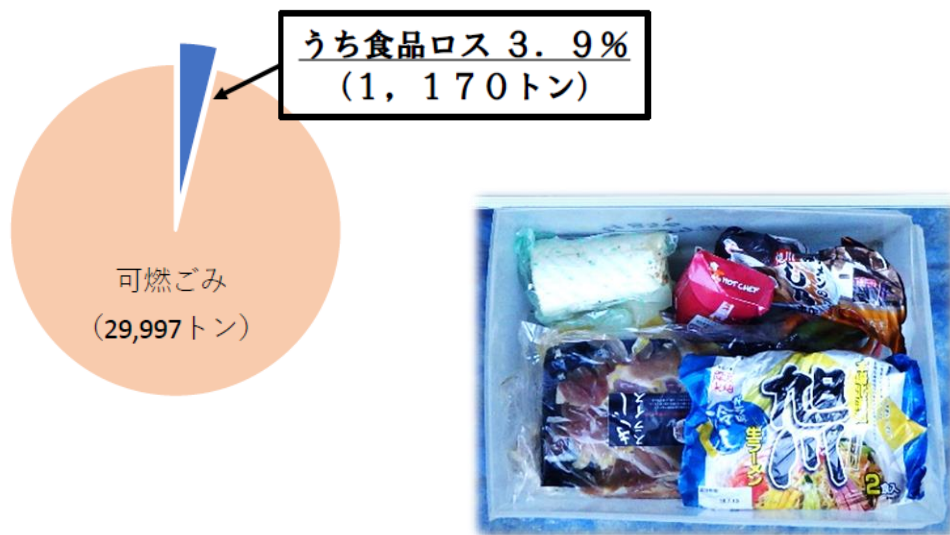
(3) モニター指標

3-1 家庭から排出される食品ロス量（令和元年度 1,170トン）

家庭から排出される生ごみには、未開封品や食べ残しなど食品ロスが多く含まれています。3Rの取り組みを進めるにあたり、まずは食品ロスを削減することが効果的なため、家庭から排出される食品ロスの推移を把握します。

令和元年度に実施した釧路市の可燃ごみの中身の調べる組成分析調査では、湿重量比で3.9%含まれているという調査結果が出ています。これは、年間で約1,170トン（令和元年度）、1人1日あたりに換算しますと約20gとなり、1週間程度で茶碗1杯分のご飯を捨てていることに相当します。食品ロスは市民一人ひとりの心がけで削減することが可能です。食材を買い過ぎない、料理を食べ切るなど、食品ロス削減に向けた意識啓発が必要です。

可燃ごみに占める食品ロスの割合



可燃ごみに捨てられていた手つかずの食品
（令和元年度組成分析調査）

食品ロス1,170トンは、1人1日あたり20グラム



約1週間で茶碗1杯分のご飯に相当する量となります。



図 2-4-7 家庭から排出される食品ロス量

3-2 可燃ごみに含まれる資源物の量（令和元年度 6.1トン）

可燃ごみの中には、分別すればリサイクル可能な紙類や汚れを落とせば資源物となるプラスチック製容器包装が多く含まれています。リサイクルを今まで以上に推進するためには適正な分別が必要なため、可燃ごみに含まれる紙類等の資源物の量の推移を把握いたします。

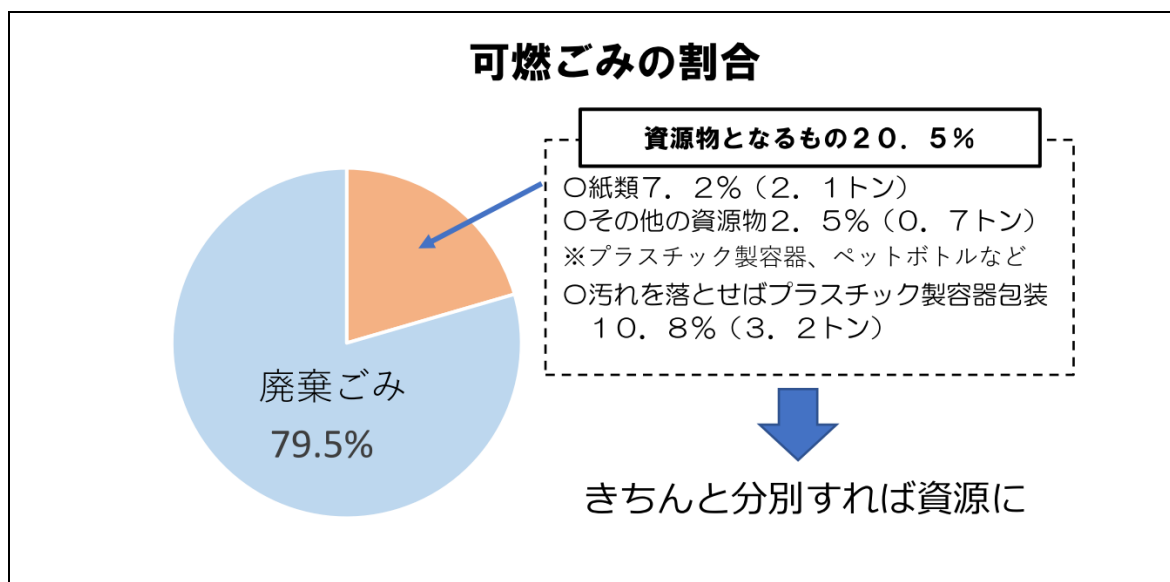


図 2-4-8 可燃ごみに含まれる資源物の量

可燃ごみに捨てられていた資源物(令和元年度実施 組成分析調査)



ペットボトル



雑がみ



プラスチック製容器包装

3 基本方針に基づく施策の展開

本計画で定めた4つの基本方針に基づき、目標を達成するため、ごみの減量・リサイクルの促進など、具体的な施策を市民・事業者に分かりやすく示し、共通の認識をもって取り組みを進めます。



図 2-4-9 ごみ処理基本計画の施策体系

基本施策 1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に向けた取り組み促進

1-1 ごみ発生・排出抑制のための行動の実践

（1）発生・排出抑制行動の推進

更なるごみの減量に向けては、「不要なものは買わない、もらわない等のリデュース」「まだ使えるものを繰り返し使用するリユース」が、ごみの発生をもことから抑制する効果の大きい取り組みです。こうした取り組みを多くの市民が日常的に実践することで、釧路市全体に大きな減量効果が生まれることから、市民のごみの減量に対する行動を促していきます。

リデュース（断る・減らす）



リユース（繰り返し使う）



（2）市民・事業者・関係団体との協働によるごみ発生・排出抑制の推進

ごみの発生・排出抑制を進めるにあたって、商品の購入や使用、更に使い終わった時のそれぞれの場面において自主的なごみの減量行動に取り組んでいただく必要があります。市民・事業者・行政が互いに連携をとりながら、情報共有していくことで、市民団体の各種環境活動との連携や、事業者の持つ専門知識の活用等、より効果的な事業展開が期待できます。

(3) 環境配慮製品購入などの促進に向けた取り組み

釧路市では、物品や車両・サービスの購入にあたって、環境に配慮した商品（製造・流通・廃棄の段階で環境負荷の少ない商品）を選択する「グリーン購入」に積極的に取り組んでいます。平成13年10月に策定した「釧路市グリーン購入推進基本方針」では、毎年度ごとに調達目標を設定し、その実績を公表しています。

また、パネル展の開催や広報紙への記事掲載を通じて、市民および事業者の皆さまへの普及啓発にも努めています。

今後もこうした取り組みを継続し、釧路市が他の事業者の模範となるよう努めていきます。

(4) プラスチックごみの減量

現在、プラスチックごみが河川などから海へと流れ込み、海の生態系に甚大な影響を与えています。この海洋プラスチックごみ問題が国内外において関心が高まる中、解決に向けた第一歩として、令和2年7月からのレジ袋の有料化が導入しました。

釧路市では、マイバックやマイボトルの使用を推奨するなど、使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルの変革を促す取り組みを進めています。

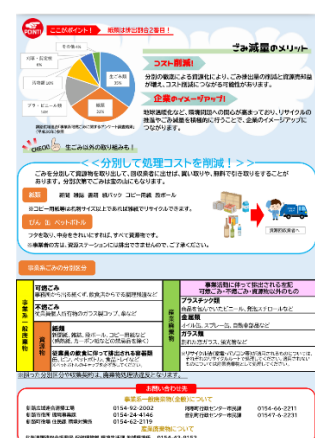
1-2 生ごみ減量の促進に向けた取り組み

(1) 家庭における食品ロスの削減の促進

生ごみの中には、食べ残しや手つかずの食品といった「食品ロス」が多く含まれています。こうした食品ロスの削減は、食べ物を無駄にしないというだけでなく、ごみの減量にもつながる大切な取り組みとなります。釧路市では、家庭から排出される食品ロスの削減に向け、市民や事業者に対する普及啓発を図っていきます。

(2) 生ごみ水切りの推進

生ごみの減量には、食べ切りや食材の使い切りが大切であり、生ごみには多量の水分が含まれていることから、捨てる生ごみの水分を減らすことも重要です。乾燥や水切りで水分量を減らすことが可能なことから、水切りの効果を分かりやすく説明するなど、生ごみの水切りを推進していきます。



「はじめよう3きり運動」パンフレット
(釧路広域連合作成)

（３）生ごみ資源化の促進に向けた支援

各家庭で行う生ごみ堆肥化について、講習会の開催やコンポストなどの生ごみ堆肥化容器及び電気生ごみ処理機の購入者に対する助成制度などの支援を継続し、市民の自主的な取り組みを推進していきます。また、こうした取り組みがより一層進むよう、各家庭での堆肥化の取り組みについて周知する際には、生ごみは資源となるということについても併せて周知していきます。



1－3 リユース機会の提供

ものを繰り返し使う「リユース」は、ごみの減量につながる重要な取り組みです。釧路市では、家具や自転車等の粗大ごみの市民提供品を必要な方へ提供する取り組みを継続していきます。釧路市がリユース機会を提供することにより、市民への「ものを大切にする」ことの大切さを広げていきます。



市民提供品

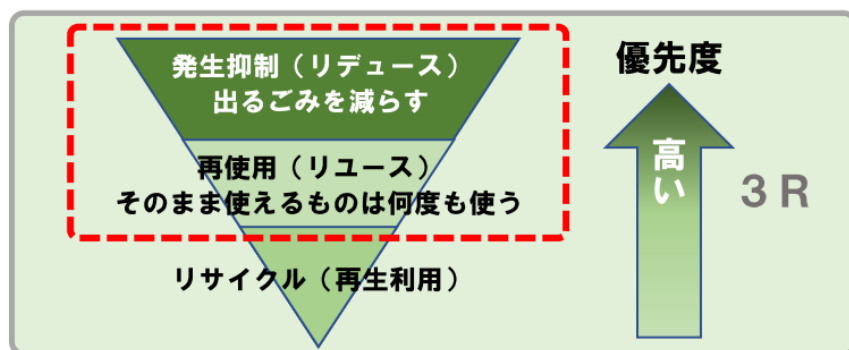
1－4 国や製造・販売業界への働きかけ

農薬や廃油など、収集・処理に危険が伴うものや、タイヤやピアノなど、釧路市において収集・処理が困難なものについては、「市が収集しないごみ」としてステーションへの排出や直接搬入を禁止しています。これらについては、拡大生産者責任の観点から、製造メーカーによって安全に収集・処理される仕組みをつくるよう、国や製造・販売業界などへ働きかけていきます。

【釧路市が目指す将来像】

リサイクルの推進に向けた取り組みに加え、発生抑制・再使用への取り組みも併せて進めていきます。

ごみになる前の製品は、もともと天然の資源を使って作られています。紙やプラスチック・ガラス・金属などを大切に使わなければ、将来、資源が足りなくなるかもしれません。リサイクルすることにより排出されるごみを再資源化し、有効に活用すると共に、限りある天然資源の使用を最小限にしていける取り組みがとても重要になっていきます。



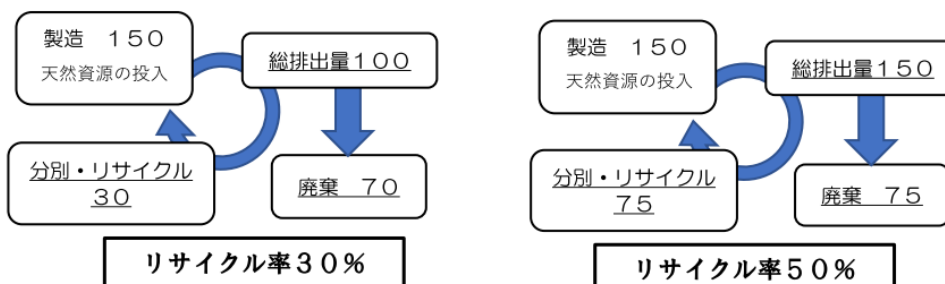
【ケース１】 リサイクルの取組をしない場合

資源が循環されないで、資源を使い捨てている状態。環境への負荷がとても大きい。



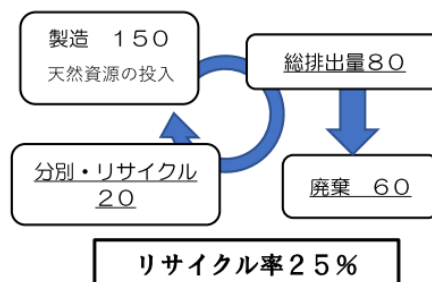
【ケース２】 リサイクルの取組を推進した場合

リサイクル率が上昇しても総排出量が増えた場合、環境への負荷は軽減されない。



【ケース３】 発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）の取組を推進した場合

資源の使用とリサイクルに必要なエネルギーが減少するため環境への負荷が小さい。



リデュース・リユースを意識し行動

基本施策 2 資源回収の促進に向けた取り組み

2-1 分別・排出ルール of 周知・徹底

(1) 市民の分別意識を高めるための普及啓発

ごみの減量・リサイクルのためには、ごみを排出する際に適正に分別するという市民の協力が不可欠であります。更なるリサイクル推進のため、市民に分別ルールを周知するには、分別することの意味や効果などについても併せて周知していく必要があります。

(2) 紙類と容器包装プラスチックの適正排出の促進

ごみの減量・リサイクルが進んでいる中、依然として「可燃ごみ」に古紙や雑がみ、プラスチック製容器包装が、「プラスチック製容器包装」には、可燃ごみが多く混入しております。更なるごみの減量・リサイクルの推進のため、紙類と容器包装プラスチックの適正排出について、引き続き推進していきます。

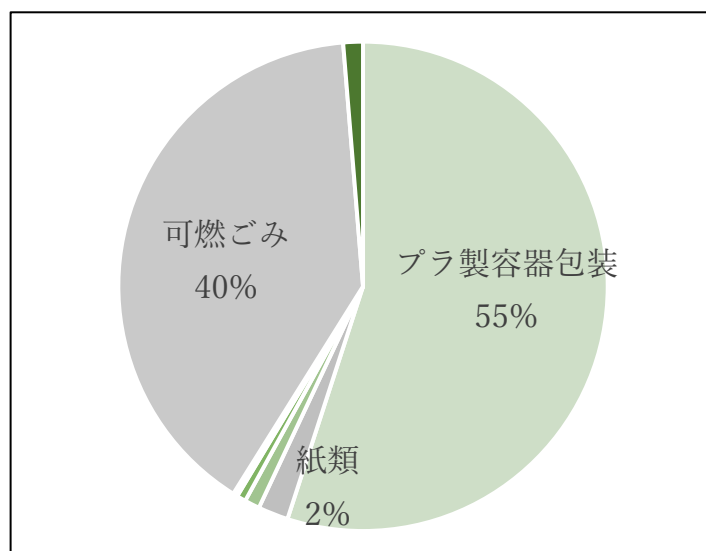


図 2-4-10 プラスチック製容器包装の組成分析結果

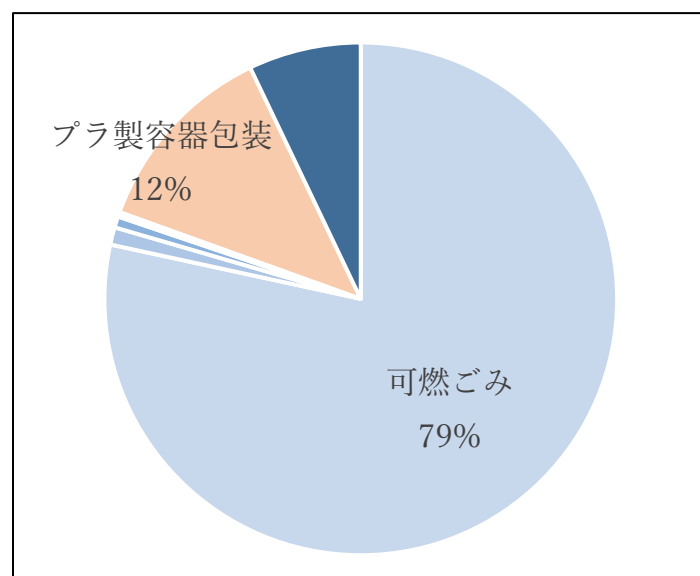


図 2-4-11 可燃ごみの組成分析結果

2-2 資源物の回収促進に向けた取り組み

(1) 集団資源回収の更なる促進

集団資源回収は、ごみの減量・リサイクルにつながるとともに、地域コミュニティの活性化にもつながる重要な取り組みで、釧路市では、集団資源回収を実施する団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付し、市民・事業者のリサイクル活動を平成17年度から支援しています。今後も引き続き支援することで、より多くの市民が取り組みやすい環境づくりを進めていきます。



集団資源回収の取組の様子

(2) 資源物回収に向けた利便性の向上

釧路市では、資源物の排出機会を増やすために、家庭等から排出される新聞・雑誌・段ボールなどの資源物を高山地区と鳥取地区（プラスチック製容器包装は高山地区のみ）に受入箇所を設けております。また、廃食用油、小型家電などのリサイクルを推進するため市役所などの市有施設や、スーパーなどの民間事業者の自主的な取り組みのもと店舗等に回収拠点を設置しております。今後、回収拠点を増やすなど、更なる利便性の向上を検討していきます。



廃食用油回収ボックス

(3) 小型家電リサイクルの更なる推進

釧路市では、家庭から排出される小型家電に含まれる貴金属や、レアメタルなどの有用金属等の再資源化を促進するため、小型家電リサイクルを実施しています。

小型家電リサイクルは、ごみの減量に加え、世界的な資源制約への対応にも寄与する有用金属の循環利用の観点からも重要であることから、更なる取り組みの推進に努めます。



小型家電回収ボックス

2-3 未利用資源の活用の検討

(1) 廃棄物の資源化等に向けた調査・研究

従来リサイクルが難しかった廃棄物も、資源化等に向けて様々な技術開発が行われています。今後も技術開発の状況の把握に努めるとともに、国や他の自治体の動向を踏まえ、釧路市の状況や地域特性を考慮し、民間による連携も検討しながら、釧路市の廃棄物処理に応用できるか調査・研究を行っていきます。

(2) 民間リサイクルルート等の更なる活用に向けた調査研究

釧路市内で発生する小型家電等の回収やリサイクルには、民間事業者のリサイクルルートが活用されています。このような民間リサイクルルートの更なる活用に向け、引き続き調査研究を行っていきます。

(3) プラスチック製品の資源化に向けた調査研究

現在、国では、2022年度以降の実現に向け、容器包装リサイクル法の対象ではないプラスチック製品のごみの削減や循環利用について、プラスチック製の容器包装と製品を資源ごみとして一括で分別回収するよう、市区町村に要請する方針が決定ところであります。

現在、釧路市では、当該物を可燃ごみとして分別収集し、焼却処理を行っておりますものの、この度の国の決定を受け、今後、国や道内他都市等の動向を注視しつつ、プラスチック製品のリサイクルの在り方について調査・研究を進めていきます。

(4) 紙おむつリサイクルの調査

現在、国内の紙おむつリサイクルを取り巻く環境は、衛生面・製品性能等の理由からリサイクルをするために多くの新たなエネルギーを消費するため、環境面の負荷等を考慮した場合、現段階では決して有効な手段と言い切れない状況であり、全国的にも紙おむつリサイクルを実践している自治体は少ない状況となっております。

しかしながら、国では令和2年3月に「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を策定し、再生利用を推奨しており、高齢化の進展などにより紙おむつ排出量の増加が見込まれる本市にあっても取り組むべき課題のひとつであります。

今後においては、国内の先進事例や国内外の技術開発を注視するとともに、リサイクルに関わる様々な課題について調査を進めていきます。

基本施策3 協働に向けた環境学習・環境教育の充実

3-1 環境学習・環境教育の充実

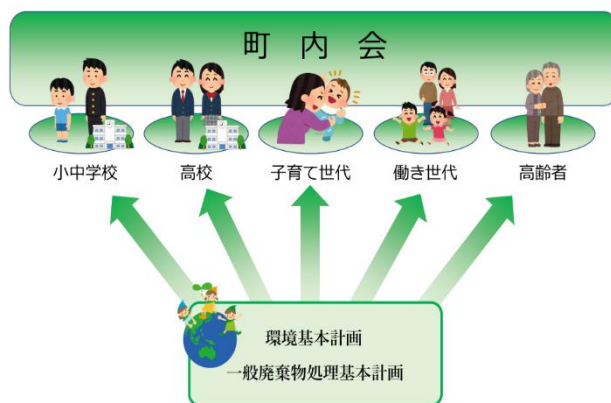
(1) 未来につながる環境学習・環境教育

将来を担う子どもたちに、最も身近な環境問題としてのごみ問題やリサイクルに関する知識・情報を提供していく機会として、小学校などでの環境教育・環境学習をこれまで以上に推進していきます。

この中では、ごみの減量・リサイクルが、限りある資源を大切に使うことで、温暖化など地球規模で広がる環境問題の改善への第一歩となることをしっかりと説明するとともに、この取り組みを通じてその効果を家庭や地域にも広げていきます。

(2) 地域での環境学習への取り組み

環境学習への取り組みは、学校教育の中だけで行うのではなく、若者から高齢者までのあらゆる世代に対し、様々な場面を活用して行うことが大切です。これら、物の購入からごみの分別・排出まで中心的な役割を担っている方々へ、近年のごみを取り巻く問題となっているマイクロプラスチックによる海洋汚染や食品ロスなど、最新の課題などを通じて環境に優しいライフスタイルへの変容を促すような環境学習の充実を進めていきます。



～ 環境教育のアプローチ イメージ ～

3-2 具体的な行動につなげる普及啓発の実施

(1) 様々な媒体を活用した普及啓発

市民のごみの減量・リサイクルの取り組みを促進するためには、ごみ排出ルールやリサイクル方法、ごみ処理に関する情報などを確実に伝えていくことが必要です。そこで、インターネット、広報誌、フリーペーパー、ポスターなど様々な媒体や、市民活動団体のネットワーク等を活用して、あらゆる世代へ行き届くような情報提供と啓発を進めていきます。

(2) 市外からの転入者に対する普及啓発

自治体によってごみの排出方法や処理方法は異なることから、毎年5千人を超える転入者や長期滞在者に、釧路市のごみの減量・リサイクルを理解し実践してもらうため、市役所窓口や関係団体と連携した分別帳の配布など、機会に合わせた普及啓発を進めていきます。

(3) イベントにおけるごみの減量・リサイクルの推進

町内会のお祭りや学校祭などのたくさんの市民が集まるイベントでは大量のごみが排出されるため、そのような場面でごみの減量・リサイクルの普及啓発を行うことにより、大きな効果が期待できます。また、ごみの回収・分別を行うイベントの運営者にもごみの減量・リサイクルについて考えてもらう機会となることから、イベントを通じて、イベント来場者と運営者の両者に対し啓発を行い、ごみの減量・リサイクルを推進します。



リサイクルフェア

3-3 分かりやすさに重点を置いた情報発信

(1) ごみの処理・リサイクルに関する情報の「見える化」

ごみの減量実績やごみ組成分析調査等における内容、さらにはリサイクルに関する情報を分かりやすく情報発信していきます。

ごみの中間処理や埋立処分に要する経費は、市民が排出するごみの量に応じた費用負担を行っており、ごみの減量化が経費の節減にもつながることから、市民が一体となってより一層のごみの減量やリサイクルの推進に取り組む必要性を発信していきます。

(2) 最終処分場の現状に関する情報の「見える化」

釧路市には、最終処分場が高山地区と阿寒地区そして音別地区に3ヶ所あります。

最終処分場を整備するには、広大な敷地と膨大な整備費用が必要となります。この限りある貴重な最終処分場を一日でも長く使用し、次世代に引き継ぐためにも、延命化に向けた更なるごみの減量の必要性を広く発信していきます。

3-4 環境美化の推進

(1) 環境美化の推進

釧路市では、「釧路市みんなできれいな街にする条例」に基づき、清潔で美しいまちづくりや快適な生活環境の保全を進めています。

ごみのポイ捨ては、地域の景観を損なうほか、プラスチックごみの海洋への流入による問題など、けっして許される行為ではありません。今後も、環境美化に向けたマナーとモラルの向上を図りながら、市民ひとりひとりの自発的な行動の輪がより広がるよう、市民と一体となった取り組みを進めていきます。

(2) ごみステーションの管理支援

ごみステーションにおいては、カラス・小動物によるごみの散乱、管理に関するトラブル、分別・排出ルールが守られない不適正排出などの問題があります。このため、市の職員による日常的なパトロールや排出ルール指導、共同住宅の排出状況の調査などに加え排出マナーの指導の実施など、地域の方のごみステーションの管理を支援します。

(3) 町内会などによる地域環境美化の推進

ごみステーション対策や地域での環境美化は、町内会や分別収集協力員等が取り組んでおります。ごみステーションの美化の推進は、ごみステーションを使う方々が協力し合って管理していくことが求められるため、地域コミュニティの維持・活性化にも寄与する重要な取り組みです。このため、釧路市では、ごみステーション問題の改善事例の紹介や町内会と分別収集協力員等との協働によるステーション美化など、引き続き支援する取り組みを推進していきます。

(4) 共同住宅のごみ排出マナーの改善

市外からの転入者が多い共同住宅では、一戸建て住宅と比べて分別・排出ルールが浸透されていないため、不適正排出による散乱が多く、近隣住民が清掃を行ったり、市の職員による日常的な排出状況の調査や巡回指導などを行っています。

入居者の入れ替わりの多い共同住宅には、共同住宅所有者や仲介業者等による分別・排出ルールの周知・働きかけが効果的であることから、マナー改善に関わる事例についての情報共有など連携を推進し、不適正排出によるごみステーションの管理負担の軽減に向けた取り組みを、引き続き進めていきます。

基本施策 4 事業ごみの減量・リサイクルの取り組み促進

4-1 事業者による自主的な取り組みの促進

(1) 民間のリサイクルルートの把握・活用

事業所から排出されるごみのうちリサイクルが可能なものについては、民間の処理ルートを活用することによりリサイクルが促進されるだけではなく、釧路市が処理するごみの減量にもつながります。そのため、事業所から排出される紙ごみや生ごみなどについて、民間処理施設への誘導を促進します。

また、事業所から排出されるごみの減量・リサイクルの取り組みを進める上では、現状を適切に把握することが必要であるため、民間のリサイクル施設などで処理されるものについて、処理ルートや処理量を把握できる仕組みづくりを検討していきます。

(2) 事業者による自主的なごみの減量・リサイクルの促進

事業所から排出されるごみは事業者自らの責任で処理することになっているため、ごみの減量・分別についても事業者が自主的に取り組むことが原則ですが、ごみの減量・リサイクルの具体的な取り組み方法やメリットを市から事業者に提案することにより、事業者内でのごみの排出抑制や分別の徹底といった行動の促進に取り組んでいきます。

(3) 飲食店等と連携した食品ロス削減の推進

釧路市では、飲食店等における食品ロスの削減を推進しています。そのための取組のひとつとして、宴会や会食での食べ残しを減らすため乾杯後 30 分、終了前 10 分、席について料理を楽しむ「3010（さんまるいちまる）運動」を推奨しています。こうした取り組みを市民・事業者へ普及拡大していくなど、飲食店等と連携した食品削減を推進していきます。



3010 運動啓発ポスター

4-2 適正排出指導の徹底

(1) 排出事業者への適正排出指導の強化

事業所から排出されるごみのリサイクルを進め、廃棄ごみ量を削減するためには、排出段階での分別の徹底が必要であり、事業者に対する分別・リサイクルの指導が重要です。定期的な指導を行い、より分別・リサイクルを推進していきます。

(2) 収集運搬許可業者への指導及び協力体制の構築

収集運搬許可業者と連携し、事業系一般廃棄物として搬入される事業系ごみの内容調査を行い、排出が適正でない事業者に対して、分別や適正排出の指導といった仕組みを構築していきます。

基本施策5 安心・安全なごみの適正処理の推進

5-1 高齢者などへの対応

(1) 要介護者等に対するごみ排出支援の実施

釧路市では、ごみを自らごみステーションに排出する事が困難な市民を支援するため、市の職員が玄関先からのごみを運び出して収集する「ふれあい収集」を実施しており、希望者には、収集の際に声かけによる安否確認も行っています。

今後、高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加に伴い、ごみの排出が難しくなる世帯も増加することが想定されることから、その排出支援として「ふれあい収集」の効率的な運用による対応を検討していく必要があります。

更に、将来を見据え、地域における市民・福祉関連事業所・行政等とより一層の連携を図って排出支援を行っていきます。



(2) ごみ処理手数料の負担軽減措置の継続

釧路市では、平成17年度のごみ処理手数料の有料化に伴い、乳幼児、要介護者及び重度障がい者（児）がいる紙おむつの使用世帯等への負担軽減措置として、一定枚数の指定ごみ袋を支給しており、引き続き取り組みを進めていきます。

5-2 不法投棄対策の強化

(1) 不法投棄の監視

釧路市では、不法投棄防止対策として、市職員による毎日の巡視パトロールを実施しております。不法投棄された廃棄物を発見した際には、警察や北海道に情報提供を行い、長期間にわたって放置されないことがないように迅速な対応しております。

今後も、不法投棄の未然防止を目的に巡視パトロールを継続し、投棄者が判明した際には、厳しく指導していきます。

(2) 市民・事業者と連携した不法投棄対策

釧路市では、不法投棄を監視する地域の目として、市民や団体、更に「自然の番人宣言」の構成市町村や賛同団体との連携協力のもと、不法投棄の未然防止・早期発見に向けた取り組みを行っております。

今後も貴重な自然をごみのポイ捨てや不法投棄から守るため、市民や関係機関と監視強化を図り、不法投棄撲滅に向けた活動を進めていきます。

5－3 中間処理の充実

(1) 施設の適正な維持管理の継続

中間処理施設の運転管理に当たっては、周辺の生活環境に影響を与えないよう指導・監視に努め、各施設の特性に応じた適正な維持管理を継続しています。また、各施設から排出される残渣は、焼却処分か埋立処分されているため、削減に向けて取り組んでいます。

5－4 最終処分の計画

(1) 最終処分に関する基本方針

最終処分場の運営管理に当たっては、基準省令に基づき、適正な管理及び必要な措置を講じるとともに、リサイクルの推進と中間処理による減量化を徹底し、埋立処分するごみ量を極力抑制するなど、公害防止と周辺環境の保全を図っていきます。また、埋立完了後の跡地利用等の活用方法等について検討していくこととします。

(2) 最終処分場整備に関する事項

最終処分については、リサイクルの推進と中間処理による減量化を徹底した上で、どうしても埋立が必要な廃棄物を最終処分場で適正に処分していきます。

現在稼働中の釧路市ごみ最終処分場は、令和6年3月に埋立終了の見込みであることから、次期最終処分場を令和6年4月の供用開始に向けて、着実に整備を進めています。

また、次期処分場の完成に合わせて近隣町村の最終処分場を集約化し、6市町村（釧路市・釧路町・厚岸町・弟子屈町・鶴居村・白糠町）による最終処分場の広域化を図る手続きを進めています。

5－5 最終処分における環境への配慮

ごみを最終処分する埋立地については、排水処理施設からの放流水や埋立地の周縁下水等を観測し、周辺環境への影響がないよう管理しております。引き続き、周辺環境への影響に配慮し、適切な環境保全対策を行っていきます。

5－6 ごみ収集・処理業務の最適化

ごみの収集については、民間事業者への委託化を進めてきており、業務効率化の観点から、今後ごみの排出量や地域事情に即した収集体制の最適化について検討していきます。

5－7 大規模災害に備えた取り組み

大規模な地震や水害が発生した際に、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うことができるよう、災害廃棄物処理計画を策定していきます。

また、災害廃棄物の処理に対して近隣市町村を含め道内自治体との協力体制の在り方を検討します。

5－8 広域処理の推進

既存の廃棄物処理施設などを自治体間で相互に協力しながら利用する広域的なごみ処理については、効率性やリスク管理の面から、これまでもごみやし尿の受入など、関係自治体と協力関係を築きながら行ってきました。

今後も、次期最終処分場の整備と併せて広域処理の拡大を視野に、関係市町村等と連携を進めていきます。

第 3 編 生活排水処理部門



第 1 章 生活排水処理の現状

1 し尿・汚泥の排出量

釧路市における、し尿及び浄化槽汚泥の排出状況は図 3-1-1 のとおりです。

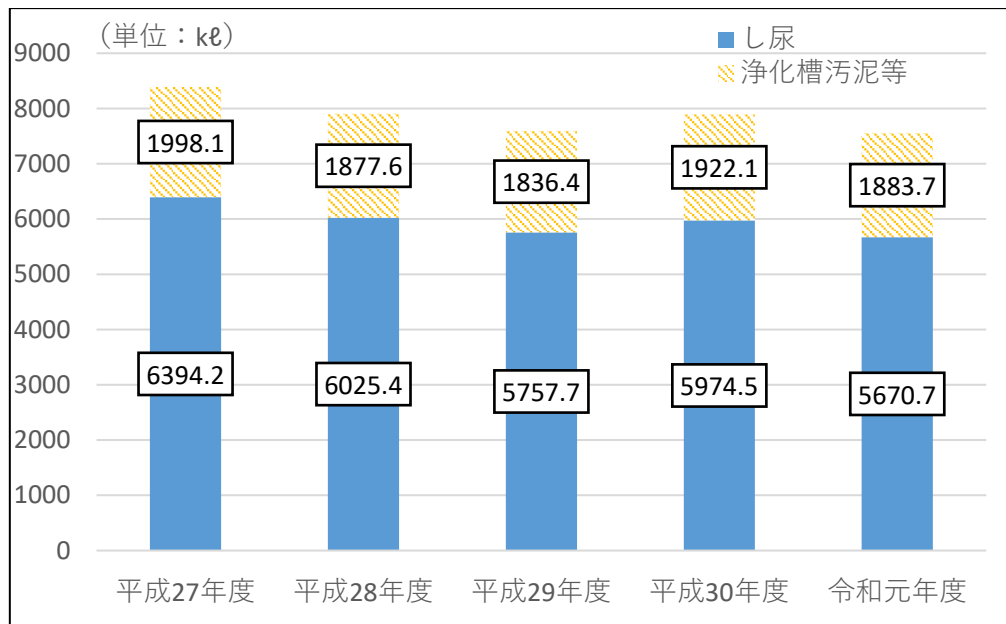


図 3-1-1 し尿及び浄化槽汚泥の推移

2 生活排水処理形態別人口の推移

釧路市における生活排水の排出状況は表 3-1-1 のとおりです。また、釧路、阿寒、音別の 3 地域ごとの令和元年度の処理形態別人口は、表 3-1-2 に示すとおりです。

表 3-1-1 処理形態別人口の推移

(単位: 人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
1 計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	175,210	173,223	170,935	168,730	166,573
2 水洗化・生活排水処理人口	164,725	163,246	161,192	159,396	157,355
(1) 合併処理浄化槽	467	546	484	474	477
(2) 下水道 (水洗化人口)	164,258	162,700	160,708	158,922	156,878
3 水洗化・生活雑排水未処理 人口 (単独処理浄化槽)	95	129	89	71	69
4 非水洗化人口	10,390	9,848	9,654	9,263	9,149

表 3-1-2 地域別処理形態別人口（令和元年度）

（単位：人）

区 分	釧路 地域	阿寒 地域	音別 地域	合計
1 計画処理区域内人口 （行政区域内人口）	160,336	4,513	1,724	166,573
2 水洗化・生活排水処理人口	152,909	3,328	1,118	157,355
(1) 合併処理浄化槽	281	172	24	477
(2) 下水道（水洗化人口）	152,628	3,156	1,094	156,878
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口（単独処理 浄化槽）	38	19	12	69
4 非水洗化人口	7,389	1,166	594	9,149

3 処理体系

釧路市における生活排水の処理体系は、図 3-1-2 のとおりです。

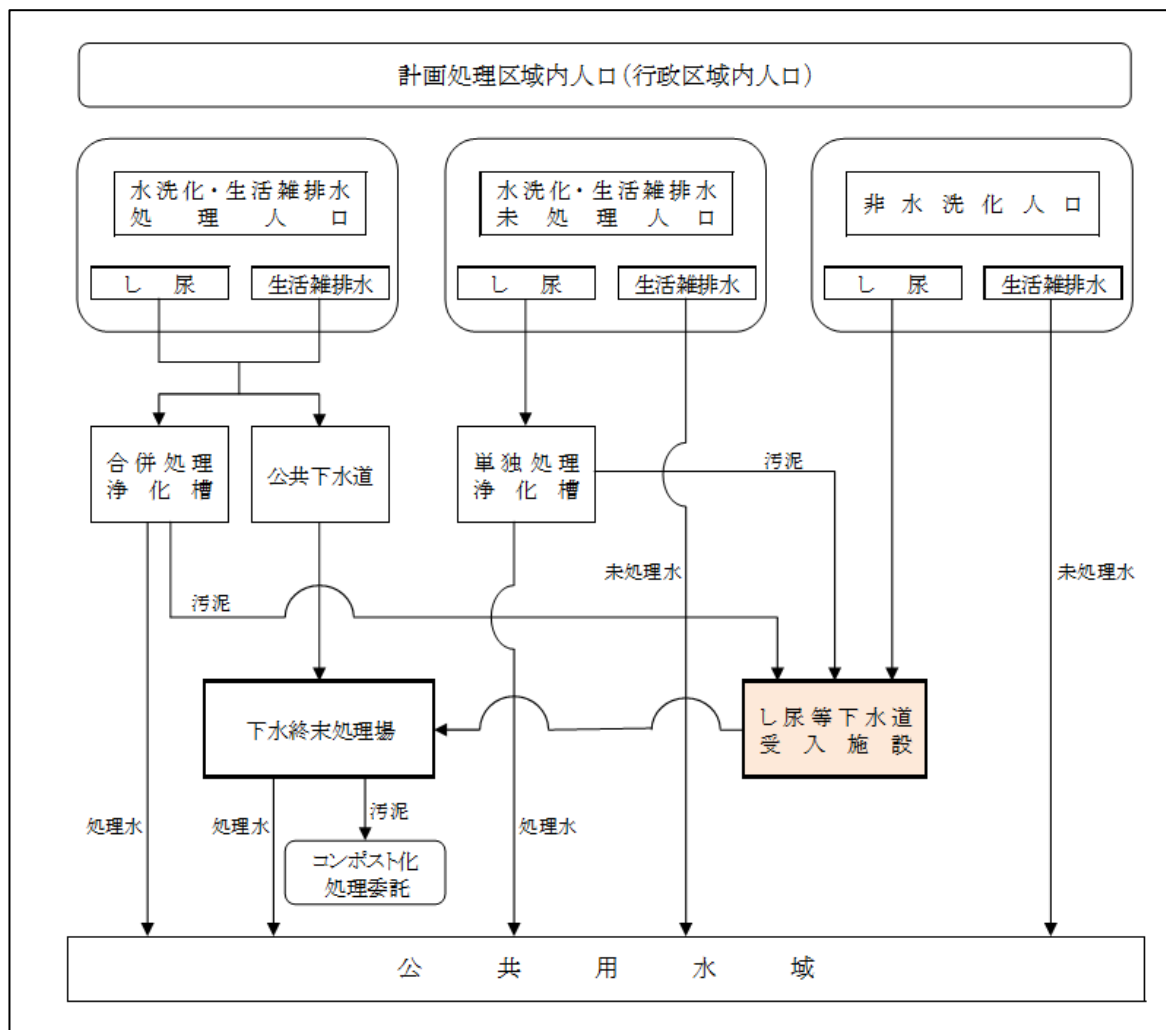


図 3-1-2 生活排水の処理フロー

4 処理主体

釧路市における生活排水の処理主体は、表 3-1-3 のとおりです。

表 3-1-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	釧路市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿等受入・処理施設	し尿（汲み取り）、浄化槽汚泥、雑排水（浸透枳の沈降物等）	釧路市

5 処理施設及び収集・運搬状況

釧路市ではし尿等の処理は、汚水処理施設共同整備事業（M I C S）※により、大楽毛下水終末処理場で行っています。

し尿等受入・処理施設の概要については表 3-1-4 のとおりです。

また、し尿の汲み取り及び収集・運搬業務は、区域ごとに3つの委託事業者が行っています。

表 3-1-4 し尿等受入・処理施設の概要

施設名	共同汚水処理施設	大楽毛下水終末処理場
所在地	釧路市星が浦南 6 丁目 9 番	
処理方法	—	標準活性汚泥法
処理（受入）能力	受入能力 80.4kℓ/日	処理能力 23,190 m ³ /日
運転開始	平成 25 年 4 月	昭和 62 年 3 月
主な施設	[建物] 受入施設 地上 1 階地下 1 階 R C 造 約 590 m ² [設備] 計量器 受入槽 夾雑物除去装置 流量調整槽 生物脱臭装置 汚泥移送ポンプ	[建物] 管理本館、汚泥棟、沈砂ポンプ棟 水処理等 各 R C 造 敷地面積 12.7ha [設備] 主ポンプ 汚泥濃縮槽 汚泥消化槽 汚泥脱水機 ガスタンク
水質設定値	—	B O D 15mg/ℓ 以下 S S 40mg/ℓ 以下 （下水道法より）
放流先	—	星が浦川（二級河川）

※ 汚水処理施設共同整備事業（M I C S）とは・・・

下水道事業を実施する地域で、他の汚水処理施設整備事業が実施されている場合、共通する処理工程の施設を共同利用することで効率化を図ることができます。汚水処理施設共同整備事業（M I C S）は、これらの共同利用できる施設の整備を下水道事業で行う制度です。

釧路市の場合、老朽化した新野処理場の機能を代替し、また、下水道の普及に伴い減少傾向となっているし尿等を効率的かつ経済的に処理するため、大楽毛下水終末処理場に受入施設を建設したものです。



図 3-1-3 共同汚水処理施設



図 3-1-4 大楽毛下水終末処理場

第2章 前計画の検証

1 前計画の概要

前計画である「釧路市生活排水処理基本計画」は、平成17年の3市町村合併後、新市として初めて平成21年8月に策定しました。その後、平成26年4月に釧路市ごみ処理基本計画と併せて中間見直しを実施し、目標年度を令和2年度に再度設定しています。

2 前計画の取組状況

前計画に基づき、し尿・汚泥等の処理については、汚水処理施設共同整備事業により大楽毛下水終末処理場にて下水と一元処理を行っています。

公共下水道の事業計画区域においては、残る未整備箇所の整備を促進し、既に供用開始されている区域内の未水洗化世帯については、公共下水道への早期接続を促してきました。

また、公共下水道の事業計画区域外においては、合併処理浄化槽設置費補助制度や合併処理浄化槽維持管理費補助制度を運用し、合併処理浄化槽設置による生活排水処理の推進に取り組んできました。

3 目標の達成状況

前計画においては生活排水処理率を目標として設定しました。目標の達成状況は図3-2-1のとおりです。なお、目標は達成しています。

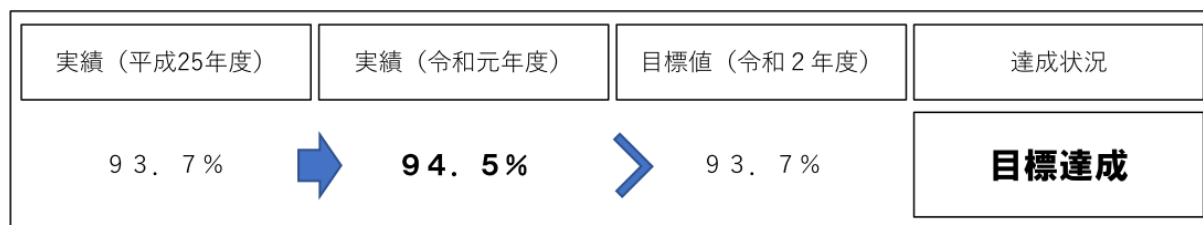


図 3-2-1 生活排水処理率

※ 生活排水処理率は、計画処理区域内人口のうち「合併処理浄化槽の人口と下水道の接続人口」の割合を示します。

第3章 生活排水処理の取組の方向性

1 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

釧路市は、「釧路湿原」「阿寒摩周」の二つの国立公園や、ヒブナの生息地である春採湖などを擁し、雄大な湿原や湖沼、山々には多様な野生生物が生息するかけがえのない自然環境に恵まれたまちです。将来の世代に引き継いでいくため、平成28年度にスタートしたまちづくり基本構想においては「自然と都市が調和した持続可能なまちづくり」の方針を掲げています。

このことから、釧路市の生活排水処理に係る理念・目標を、「恵みと循環。未来へつながる水環境の保全」とし、市民の理解を得ながら、経済的・効率的な生活排水対策を進めていくこととします。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

- ① 公共下水道の事業計画区域においては、残る未整備箇所の整備進め、既に供用開始されている区域の未水洗化世帯については、公共下水道への早期接続を促します。
- ② 家屋が分散し、下水道などの集合処理が適さない地区では、合併処理浄化槽によって生活排水を処理することとし、市民への周知・啓発活動を行うとともに、合併処理浄化槽の設置促進を図ります。

単独処理浄化槽を設置済みの世帯等についても、生活雑排水の未処理放流を減らすため、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。



図 3-3-1 合併処理浄化槽（設置中の様子）

2 基本目標

目標年次である令和 12 年度の目標値を以下のとおり設定します。

表 3-3-1 生活排水の処理の目標

	現在 令和元年度	中間年度 令和 7 年度	令和 12 年度 目標値
生活排水処理率※1	94.5%	94.9%	94.9%

表 3-3-2 人口の内訳

(単位：人)

	現在 令和元年度	中間年度 令和 7 年度	目標年度 令和 12 年度
1 計画処理区域内人口 (行政区域内人口) ※ 2	166,573	156,700	146,400
2 水洗化・生活雑排水処理人口	157,335	148,649	138,934

表 3-3-3 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

	現在 令和元年度	中間年度 令和 7 年度	目標年度 令和 12 年度
1 計画処理区域内人口 (行政区域内人口) ※ 2	166,573	156,700	146,400
2 水洗化・生活雑排水処理人口	157,335	148,649	138,934
(1) 合併処理浄化槽	477	479	474
(2) 下水道(水洗化人口)	156,878	148,170	138,460
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口※ 3	69	65	61
4 非水洗化人口	9,149	7,986	7,405

※ 1 生活排水処理率は、計画処理区域内人口のうち「合併処理浄化槽の人口と下水道の接続人口」の割合を示します。

※ 2 生活排水処理基本計画においては、下水道人口の推計値と整合を図るため「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計を使用しており、ごみ処理基本計画の推計値とは一致しない。

※ 3 単独処理浄化槽による処理人口

3. 基本方針に基づく施策の展開

(1) 生活雑排水の適正処理

基本方針に沿って生活雑排水の適正処理を推進していくため、下水道を所管する部署と連携し、未水洗化世帯への下水道接続及び合併処理浄化槽設置を促進していきます。

また、単独処理浄化槽からの転換促進を図るとともに、指定検査機関と連携し、浄化槽法第11条に基づく浄化槽の検査について、未受検者への指導を進めていきます。さらに、受検結果等から浄化槽の放流水が周辺環境へ悪影響を与えると判断される場合も、改善に向けた指導等を行っていきます。

(2) し尿・汚泥の適正処理

① し尿・浄化槽汚泥の排出量の見込み

生活排水の処理形態別計画人口の目標値に基づいた目標年度における、し尿及び浄化槽汚泥等の排出量の見込みは図3-3-2に示すとおりです。

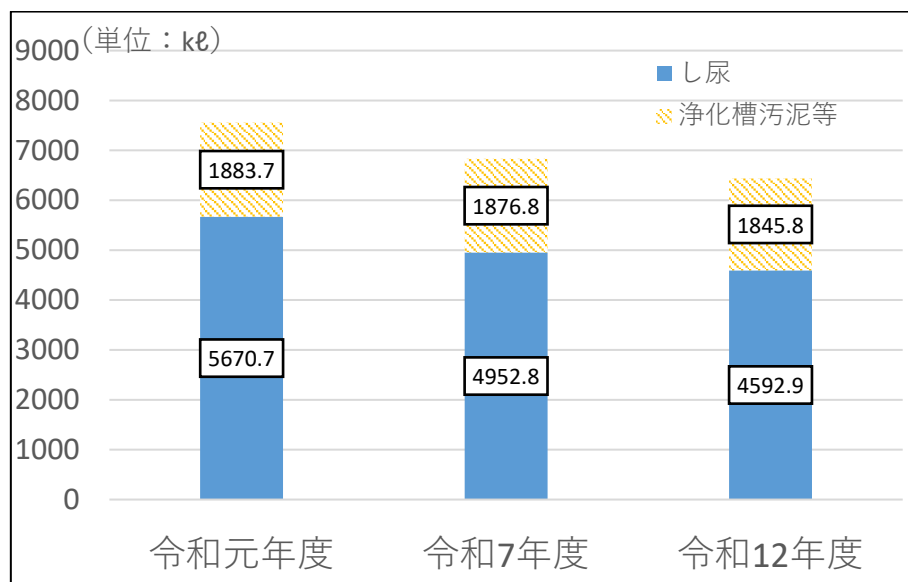


図 3-3-2 し尿及び浄化槽汚泥等の排出量の見込み

② 収集運搬計画・中間処理計画

し尿の収集量（排出量）については減少傾向が続くものと見込まれますが、今後も委託業者による収集・運搬業務の適正化を図っていくこととします。

また、し尿等の中間処理（受入・水処理）を行う共同污水处理施設及び大楽毛下水終末処理場への負荷を軽減し安定した維持管理を行うため、計画的な収集を推進し、収集量の分散・平準化を図ることとします。

浄化槽汚泥等の収集量については今後も、許可業者に対し、適正な収集運搬体制の維持や計画的・効率的な収集について要請していくこととします。

③ 最終処分計画・再資源化計画

大楽毛下水終末処理場での中間処理に伴い発生した脱水汚泥については、下水道事業の採用する方式(民間の減容化・コンポスト化施設に処理委託)で減容化及び資源化を行っており、今後もこれを継続します。

受入れ・前処理工程で発生するし渣は、一般廃棄物として最終処分場で埋立処分しており、今後も適正な処分に努めることとします。

(3) 住民に対する広報・啓発活動

個々の家庭から排出される生活雑排水の未処理放流が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因となることを広く周知し、生活環境や水環境の保全のための生活排水の適正処理の必要性についての啓発活動を進めていきます。

用語解説

【あ行】

■一般廃棄物許可業者

一般廃棄物の収集又は運搬を行う事業者のことで、当該業を行うには、区域を管轄する市町村長の許可が必要です。

■一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画を推進するため、ごみ排出量の見込み、収集運搬から処理・処分、再資源化の方法等を年度ごとに定めた計画です。

【か行】

■海洋プラスチックごみ

海洋プラスチック問題は、地域温暖化と同じように緊急な解決が求められている国際的な環境問題です。プラスチック製容器包装類は資源物として再資源化され、製品プラスチックは焼却処理されていますが、一部が海に漏れ出し海洋プラスチックごみとなります。環境省でも今後の方向性として「プラスチック資源循環戦略」を策定し、ワンウェイプラスチック排出量の削減を目指しています。

■拡大生産者責任

生産者が、生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方のことです。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄などの後に生産者が引取やりサイクルを実施すること等が含まれます。

■合併処理浄化槽

汚水や生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）を、微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。公共下水道などが整備されていない地域でトイレを水洗化するときに設置が義務付けられています。

■家電リサイクル法

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の特定4品目について、メーカーにリサイクルを義務付けています。

■環境基本法

環境の保全に関し、国の政策の基本的な方向を示した法律で平成5年（1993年）11月に制定されました。環境保全の基本理念や国、地方公共団体、事業者、国民の役割、基本的な政策の方向等を示した法律です。

■環境基本計画

環境基本計画とは、環境基本法第1条に基づき、国が定めた施策に準じて釧路市が掲げる基本理念をベースに、より良い環境の実現と理想とする環境像、取り組み施策を定めた総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本的な計画です。

■環境負荷

人が環境に与える負担のことです。「環境基本法」では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定められています。

■釧路広域連合

ごみの焼却処理を目的として、釧路総合振興局管内の1市4町1村が集まって作られた組織です。2006年（平成18年）4月から「釧路広域連合清掃工場」が稼働し、釧路市だけではなく、釧路町、鶴居村、白糠町、弟子屈町、厚岸町の可燃ごみを処理しています。

■釧路市グリーン購入推進基本方針

釧路市役所では、自らが事業者でもあり消費者でもあるという立場から、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する「グリーン購入」を推進しています。

■釧路市クリーンパートナー制度

「釧路市クリーンパートナー制度」は、釧路市に登録した団体が市とのパートナーシップのもとに、清掃活動を行う制度です。市民と市が協働して散乱ごみのない清潔できれいな街づくりを推進しています。

■釧路市みんなできれいな街にする条例

空き缶及び吸い殻等の散乱の防止（ごみの散乱防止）に関する施策について、市、市民、事業者及び土地所有者等が一体となって推進するための必要な事項を定め、清潔で住みよいまちづくりに資することを目的とする条例です。

■ 釧路地域循環型社会形成推進地域計画

本計画は2005（平成17）年度に創設された国の「循環型社会形成推進交付金制度」により交付金を受けるため、釧路地域の循環型社会の形成を図ることを目的に、令和元年度から令和6年度までの5年間を計画期間とし、策定したものです。安定かつ継続したごみ処理を行うためのごみ処理施設の整備や、生活環境の向上と公共用水域の水質改善を図るため合併処理浄化槽の設置について具体的な施策を盛り込んでいます。

■ 計画収集

家庭系ごみを対象に、家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源物及び粗大ごみを曜日や日付を指定して、釧路市と委託業者で収集する体制のことをいいます。

■ 建設リサイクル法

特定建設資材（コンクリート・アスファルト・木材等）を用いた建築物などに係る解体工事またはその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の建設工事について、その受注者などに対し、分別解体及び再資源化等を義務付けた法律です。

■ 広域処理

市町村ごとにごみ処理施設を整備・運営するのではなく、複数の市町村が広域的に共同して施設を整備し、ごみ処理を行うことをいいます。

■ 公共下水道

下水道法において、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」とされています。

■ 小型家電リサイクル法

携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機など、小型家電製品に含まれる有用な金属類をリサイクルし、埋立処分場の延命化や有害金属の適切な処理を行うことを目的に、市町村が回収した小型家電製品を、国の認定を受けた業者が再資源化することを義務付けた法律です。

■ ごみ処理手数料の有料化

ごみの有料化とは、ごみ処理費用の一部または全部を、ごみの排出者が税金とは別にごみ処理手数料として負担する制度のことです。釧路市では、有料指定袋の価格にごみ処理費用の一部を含める方式を導入しています。

■ ごみ量の定義

ごみ排出量	ごみ収集量＋直接搬入量 家庭や事業所などから出されるごみの量 収集するごみ量（ごみ収集量）、施設に持ち込まれる ごみ量（直接搬入量）を合わせたもの
ごみ収集量	ごみの収集車で収集される家庭ごみの量
直接搬入量	自家用車や会社の車で、直接施設に持ち込まれるごみ の量
集団資源回収量	町内会や団体などの集団回収活動により回収される 資源物の量
最終処分量	最終処分場に埋め立てる焼却残渣や不燃性残渣の量
リサイクル率	再生利用量÷ごみ排出量 ごみ排出量に対する資源物回収量（リサイクルされ るごみの量）の割合。

■ コンポスト

容器の底に土を埋め、中に生ごみと土を交互に重ね発酵させて、有機肥料を作るための容器のことです。

【さ行】

■ 災害廃棄物

地震や台風、水害などの自然災害によって発生する廃棄物のこと。具体的な内容としては、倒壊した家屋の廃材や廃コンクリート、家屋が押しつぶした家電や家具、流された自動車の他、腐敗した食料品などになります。

■ 最終処分場

廃棄物の最終処分（埋め立て処分）を行う場所のこと。廃棄物はリサイクルかリユース（再使用）される場合を除き、最終的には埋め立てされます。

■ 産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められている20種類（廃プラスチック、金属くずなど）のことをいいます。

■ 3きり運動

①買った食材を使い切る「使い切り」、②食べ残しをしない「食べきり」、③生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水きり」の3つの「きり」をキーワードとして、生ごみの削減を目指す取り組みをいいます。

■ 3010（さんまるいちまる）運動

宴会での食品ロスを減らすための運動で、「宴会の開始から30分と、閉宴10分前に席に座って食事を楽しむ」取り組みをいいます。

■ 資源の有効な利用の促進に関する法律

資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律です。リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたり、リサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり、部品などを再使用するべき業種など7項目について、業種や製品を具体的に指定しています。

■ 自然の番人宣言

「自然の番人宣言」とは、廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどから自然を守り、引き継ぐことを目的として宣言されたものです。

この宣言の趣旨に基づいて、管内市町村が共同で構成した団体で、廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどから自然を守り、引き継ぐことを目的に活動をしています。

■ 自動車リサイクル法

自動車メーカーを含めて、自動車のリサイクルに携わる関係者が適正な役割を担うことにより、使用済み自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行うことを目的として定められた法律です。

■ 集団資源回収

町内会などの市民団体が、古紙類を集めて、集団資源回収業者に引き渡す自主的な資源物回収のこと。釧路市では、回収した資源物の引き渡し量に応じて、回収団体に奨励金を交付しています。

■ 循環型社会

製品などが廃棄物などになることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のことをいいます。

■循環型社会形成基本法

廃棄物やリサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確保するとともに、循環型社会の形成へ向け実効のある取組の推進を図るための基本的な枠組みとなる法律。この法律では、循環型社会における施策として、第一に「発生抑制」、第二に「再使用」、第三に「再生利用」、第四に「熱回収」、そして最後に「適正処分」という優先順位を定めています。

■浄化槽汚泥

浄化槽処理において発生する汚泥を指します。浄化槽の機能を維持するためには、汚泥量が一定量以上になったら、浄化槽内から抜き取る必要があります。抜き取った浄化槽汚泥はし尿処理施設にて処理されます。

■食品リサイクル法

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者等に食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律です。

■食品ロス

売れ残りや消費期限切れ、食べ残しなどで本来は食べられる食品が廃棄されることをいいます。食品ロスは生産や加工、流通や販売、家庭での消費などの各段階で発生しています。

■食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

世界には飢餓など栄養不足の状態にある人々が多数いる中、日本は食料の多くを輸入に頼りながらも、まだ食べられる食品を大量に廃棄しているとして、一食品ロス削減は真剣に取り組むべき課題—との認識に立ち、2019年（平成元年）10月1日に施行。国と自治体には、ロス削減のための施策づくりとそれを実施する責務を規定。食品に関わる事業者には、国や自治体の施策への協力に努める義務を、消費者には、食品の購入や調理の方法を改善することなどで自主的に削減に努める義務を定めている。

■処理形態別人口

生活排水をどのような方法（公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽等）で処理しているのかを、人口で示したものです。

■処理困難物

市が処理する一般廃棄物のうち、市の一般廃棄物の処理に関する整備及び技術に照らし、市では適正な処理が困難なものをいいます。

■水洗化

公共下水道及び浄化槽等によって、し尿が処理可能で水洗トイレにしていることをいいます。

■生活排水・生活雑排水

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。このうちトイレの排水（し尿）を除いたものを生活雑排水といいます。

■組成分析

家庭から排出されるごみに対して、どのような種類の廃棄物がどの程度含まれているか調査することです。釧路市では可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装を対象に調査を実施しています。

【た行】

■単独処理浄化槽

トイレのし尿処理のみを行う浄化槽のことです。生活雑排水は未処理で放流されてしまうため、浄化槽法の改正によって平成13年4月1日から新設が原則禁止されています。

■中間処理

できるだけごみの体積と重量を減らして、最終処分場への負担を減らすため、収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの選別などを行う処理のことです。鉄や小型家電など再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

■直接搬入

廃棄物処理許可業者を介さず、自家用車や会社の車でごみを直接、ごみ処理施設へ持ち込むことをいいます。

■電気生ごみ処理機

電気を使用し、家庭等から排出される生ごみを微生物分解、乾燥加熱により、減量化・資源化する機械のことをいいます。

【は行】

■廃棄ごみ量

処理の主体が焼却処理や埋立処分とする「可燃ごみ」、「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」の量。環境への負荷をできる限り低減するためにも、ごみの発生・排出抑制やリサイクルの促進によって廃棄ごみを減量していくことが重要になります。

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出の抑制、廃棄物の適正な分別、保管、収集、再生、処分等の処理及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることとした法律です。

■排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つです。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物のリサイクルや処理を自ら行う事などが挙げられます。

■PDCAサイクル（ピーディーシーエーサイクル）

業務プロセスの管理手法のひとつ。計画の策定（Plan）、施策の実施（Do）、計画の評価・検証（Check）、計画の改善（Action）の4つのサイクルを繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法のことです。

■非水洗化

汲み取り等水洗化していないことをいいます。

■ピックアップ回収

燃やさないごみや粗大ごみとして回収されたものの中からリサイクル可能な金属や小型家電を抜き取ることをいいます。

■不法投棄

廃棄物処理法第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」とされており、この規定に反して廃棄物を投棄することを「不法投棄」といいます。この規定は、産業廃棄物に限らず、一般廃棄物を含めた全ての廃棄物に適用されます。

■プラスチック資源循環戦略

2018年（平成30年）6月19日に閣議決定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえて、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するために日本政府が策定した戦略です。

■ふれあい収集

ごみを排出する事が困難な要介護認定者や身体障害者を対象に、ごみや資源物を戸別に収集し、安否確認を行っています。

■分別収集推進協力員

行政と地域の連携のもと、分別の徹底やごみの減量化、再資源化並びに環境美化を推進するボランティアのことです。ごみ問題に対する意識の高揚を目的に１９９４年（平成６年）１０月に創設しました。

【ま行】

■モニター指標

目標を達成するための課題の把握、施策の見直しや改善の際の参考とするための指標です。

【や行】

■有機性廃棄物

主に、動植物に由来する廃棄物で、一般廃棄物では、紙、厨芥（炊事場から出る食べ物かす）、廃食用油、木、し尿、生活排水及びその過程で生じる汚泥等のことです。

■容器包装リサイクル法

正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」といい、１９９５年（平成７年）に制定された容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律です。対象となる再商品化義務のある容器包装は、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の４品目です。

【ら行】

■リサイクルフェア

リユース機会の提供、ごみ減量化の一環として、再利用を希望される方から不要となった製品の提供を受け、安価で必要な方に譲るイベントを開催しています。

■レアメタル

非鉄金属のうち、産業界での流通量・使用量が少ない希少な金属のこと。ほとんどの製造業で不可欠な素材であり、不要となった携帯電話や家電製品などの廃棄物からの抽出によるリサイクルも行われており、新たな資源供給源として「都市鉱山」と呼ばれています。

【コラム】SDGsとは

国連で採択された世界の新しい目標 「持続可能な開発目標（SDGs）」

2015年（平成27年）9月「持続可能な開発に関するサミット」において、貧困や格差をなくし気候変動が緩和された持続可能な世界の実現に向けて、2030年までに目指すべき17の目標を定めた「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が新しい世界の目標として採択されました。

17の目標のうち、本計画は3つの目標の達成に寄与します。



出典：国連広報センター「持続可能な開発目標（SDGs）」

目標6：安全な水とトイレを世界中に

- すべての人々の適切かつ平等な下水施設へのアクセスを達成する。
- 未処理排水の割合を減らす。
- 水に関連する生態系の保護・回復を行う。

目標11：住み続けられるまちづくりを

- 廃棄物の管理に注意を払うことを含め環境上の悪影響を軽減する。

目標12：持続可能な生産消費形態を確保する

- 全ての国が持続可能な消費と生産を行うための対策を進める。
- 一人当たりの食品廃棄物を世界全体で半分に減らす。
- 化学物質が大気・水・土壌に流れ出すことを食い止める。
- 廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する

目標14：海の豊かさを守ろう

- あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

釧路市一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月発行

【ごみ処理部門】

釧路市市民環境部 環境事業課

〒085-0001 釧路市古川町28番地

T E L 0154-24-4146

【生活排水処理部門】

釧路市市民環境部 環境保全課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

T E L 0154-31-4535